

令和5年第4回(12月)定例会

# 西伊豆町議会会議録

令和5年12月5日 開会

令和5年12月7日 閉会

西伊豆町議会

## 令和5年第4回（12月）西伊豆町定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号（12月5日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○運営委員会報告事項	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○一般質問	10
松田貴宏君	11
浅賀元希君	18
堤和夫君	42
山田厚司君	62
○散会宣告	78

### 第 2 号（12月6日）

○議事日程	79
○本日の会議に付した事件	79
○出席議員	79

○欠席議員	79
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者	80
○開議宣告	81
○議事日程説明	81
○一般質問	81
高橋敬治君	81
仲田慶枝君	102
芹澤孝君	122
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○散会宣告	167

### 第 3 号 (12月7日)

○議事日程	168
○本日の会議に付した事件	168
○出席議員	168
○欠席議員	168
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	169
○職務のため出席した者	169
○開議宣告	170
○議事日程説明	170
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	182

○議案第 57 号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
○議案第 58 号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
○議案第 59 号の上程、説明、質疑、討論、採決	191
○選挙第 8 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	194
○議員派遣について	196
○常任委員会の閉会中の継続調査について	196
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	197
○閉会宣告	197
○署名議員	198

西伊豆町告示第86号

令和5年第4回西伊豆町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月27日

西伊豆町長 星 野 浄 晋

記

1 期 日 令和5年12月5日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

5 番 芹 澤 孝 君

7 番 山 田 厚 司 君

9 番 堤 和 夫 君

2 番 浅 賀 元 希 君

4 番 堤 豊 君

6 番 高 橋 敬 治 君

8 番 西 島 繁 樹 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和5年第4回（12月）定例町議会

（第1日 12月5日）

## 令和5年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	松田 貴宏 君	2番	浅賀 元希 君
3番	仲田 慶枝 君	4番	堤 豊 君
5番	芹澤 孝 君	6番	高橋 敬治 君
7番	山田 厚司 君	8番	西島 繁樹 君
9番	堤 和夫 君	10番	増山 勇 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星野 淨晋 君	副 町 長	高木 光一 君
教 育 長	鈴木 秀輝 君	総 務 課 長	白石 洋巳 君
まちづくり課長	長島 司 君	窓口税務課長	高橋 昌子 君
産業建設課長	久保田 寿之 君	防 災 課 長	真野 隆弘 君



環境課長 鈴木昇生君  
企業課長 村松圭吾君

会計課長 森 健君  
教育委員会  
教務局長 真野隆弘君

---

職務のため出席した者

議会議務局長 佐野浩正 書記 堤浩之

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回西伊豆町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

質問、答弁は、的確にわかりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

一般質問者は、発言中、苦しいようでしたら、マスクを外して結構です。

---

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

5番 芹澤 孝 君。

6番 高橋 敬治 君。

補欠 7番 山田 厚司 君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月7日までの3日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（堤 豊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の出張及び会議の出務については、お手元に文書をもって配付いたしました。

次に、本定例会に、地方自治法第121条の規定によって、出席を求めました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。健康福祉課長が、本日会議を欠席する旨の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（堤 豊君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より報告事項がありますので、これを許します。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、行政報告を行わせていただきます。1ページから6ページにつきましては、私と副町長の主な執務等でございますので、紙面にてご確認を頂ければというふうに思います。

7ページをお願いいたします。総務課の総務係職員採用試験についてでございます。9月17日に下田総合庁舎におきまして、賀茂郡町長会主催の本年度第2回目の職員採用試験を行いました。10月22日に町福祉センターにおきまして、一次学科試験の合格者に対しグループディスカッションと面接試験を行ったところでございます。次に、検査管理係の入札会につきましては、右記のと

おりでございます。町有財産の管理につきましては、静岡県が施工する災害関連緊急砂防工事の工事区域となる、仁科字三堂2916番地の1の一部、321.38平方メートルの所有権移転登記を7月28日に行い、8月25日に、売却をしたところでございます。また11月14日、安良里字浜川558番地の土地及び建物、安良里字越坂981番地の他2筆の寄附申込みを受納したところでございます。こちらの安良里の土地につきましては、安良里地区の中心部であり、バス停が隣接していることもあって、景観や安全面などをトータルで考え寄附を受けたものでございます。今後の土地の活用につきましては、地区等々協議をし、地域のために有効利用していきたいと考えております。

次に、窓口税務課の窓口年金係、新生児誕生記念事業についてでございます。10月13日に福祉センターにおきまして、前期の新生児誕生記念事業ガラス記念品の手形取りを実施いたしました。対象児10人中7人が参加し、二つのガラス工房の記念品の中から一つを選んで頂き手形をとったところでございます。残りの3名につきましては、後日手形を取り個別に行っております。次に、婚姻記念事業についてでございます。4月から10月末までに4組の婚姻届が提出され、うち町内在住の3組に、3つのガラス工房の記念品の中から一つを選んで頂き贈呈をいたしました。次に、合同相談会についてでございます。10月18日に福祉センターにおきまして、人権相談・行政相談の合同相談会を実施いたしました。また同日、町単独での弁護士による無料法律相談も実施し、3件の相談を受けております。次に、個人番号カードの交付についてでございますが、10月末現在の個人番号カードの交付状況については、基準人口が7,098人、交付枚数が6,580枚、交付率は92.7%で、依然県内1位でございます。全国では14位という状況でございます。次に、納税徴収係の収入状況につきましては、右記のとおりでございます。

次に、まちづくり課の企画調整係の移住相談会の開催についてでございます。9月9日、11月19日に静岡県主催の「伊豆半島移住相談会」に参加し、移住希望者に対し西伊豆町の魅力を配信したところでございます。次に、西伊豆町夕陽カレンダーにつきましては、11月15日に「夕陽のまち西伊豆町ふるさとフォトコンテスト」の入賞者作品を使用した「西伊豆町夕陽カレンダー」を町内各戸に配布をいたしました。なお、同日から一般販売も開始したところでございます。次に、観光商工係の「堂ヶ島夕映えの花火」についてでございます。9月29日から10月2日の4日連続で堂ヶ島公園におきまして、西伊豆町観光協会主催の「堂ヶ島夕映えの花火」を開催いたしました。マジックアワーと呼ばれる美しい夕景をバックに、BGMと連動した花火を打ち上げ、多くの方にご来場頂いたところでございます。次に、姉妹町交流についてでございます。10月14日に富士見町におきまして、「第19回JA信州諏訪農業祭」が開催され、西伊豆町ブースでは、観光PRとしてSNSのフォロワーを増やすため、ガチャガチャイベントを行いました。また、町内の海産物業者による、

物産販売も行われ、町の魅力をPRしたところでございます。次に、夕陽の町西伊豆町ふるさとまつりについてでございますが、11月12日に西伊豆町イベント実行委員会主催の「第19回夕陽のまち西伊豆町ふるさとまつり」が黄金崎クリスタルパークで開催されました。ステージイベントでは、松崎高等学校の吹奏楽部の演奏、園児のリズム、元c l a s sの日浦氏の音楽ステージなどが行われ、会場を盛り上げていただいたところでございます。また、物産ベースにおきましては、富士見町、市川三郷町、川根本町を含む32店舗が出店し、PRブースには11団体が参加いたしました。ホタテ焼きの無料サービスも行われ、晴天にも恵まれ約3,000人の来場者でにぎわったところでございます。次に、まちづくり課の各種イベントの参加につきましては右記のとおりでございます。次に、まちづくり戦略係の東海大学体育学部との連携については、9月4日に、本庁1階ラウンジにおきまして、スポーツによる地域振興に関わる連携に関し地域課題の解決及び人材の育成等を目的とした覚書を締結したところでございます。生ごみの堆肥化プロジェクトにつきましては、9月25日に林道祐宜ノ畑倉見線沿いにおいて、農林水産係と共同で生ごみの堆肥化実験をスタートさせたところでございます。次に、東レアローズ男子バレーボール部との連携についてでございます。9月26日、本庁1階ラウンジにおきまして、両者の包括的な連携のもと資源を有効に活用した連携活動により、両者の認知度向上を目指すとともに、相乗効果を発揮し、地域に貢献することを目的としたパートナーシップ協定を締結したところでございます。次に、東アジア文化都市2023補助金事業についてでございます。10月28日、29日にかけて、東アジア文化都市2023の補助金を活用し、ベルテックス静岡の公式戦を西伊豆町PRの冠試合として開催をいたしました。試合会場となった沼津市総合体育館に駆けつけた約4,000人のファンに対し、西伊豆町をPRするとともに、29日には西伊豆中学校バスケットボール部の生徒20名が試合前に、ベルテックス静岡ジュニアスクールとエキシビジョンゲームに、参加をさせていただいたところでございます。

次のページをお願いします。防災課の防災安全対策係、秋の全国交通安全運動につきましては、9月21日から30日まで全国一斉に行われ、「反射材着用推進」などを町の重点目標に掲げ、街頭指導などを実施したところでございます。次に、西伊豆消防団連合会防火広報パレードにつきましては、11月9日に、秋季火災予防運動の一環として、西伊豆町・松崎町の両町において実施をいたしました。次にトイレトレーラーの出動についてでございますが、11月18日に富士市で行われました、「ふじB o u s a i 2 0 2 3」に参加し、富士市・山梨県北斗市とともに、3台のトイレトレーラーを並べ、啓発活動を行ったところでございます。

次のページをお願いします。健康福祉課の健康係、新型コロナウイルスのワクチンの接種についてでございます。令和5年度の秋開始接種を9月20日から個別で実施をしております。10月末ま

での接種者数につきましては1,007名で、そのうち65歳以上の方は908名でございました。次に、インフルエンザのワクチン接種につきましては、9月21日、65歳以上の3,706人にインフルエンザワクチンの接種の通知を発送したところでございます。次に、骨粗鬆症検診については、40歳から70歳までの5歳間隔の年齢の女性を対象に、6月19日から12月22日までの間、骨粗鬆症検診を実施しております。10月末までに、60名が受診をされております。次に、介護保険系の介護認定審査会につきましては、8月10日から10月26日までに、6回開催をし141名の方が申請を行い、申請取り下げが1名、140名の方が介護認定されたところでございます。次に、医療保険系の特定健康診査及び若年者健康診査についてでございます。国保被保険者を対象に、5月10月11月に実施し、受診者646人、受診率は35.8%でございました。また、20歳から39歳までの若年者健康診査も実施し、受診者は6名、受診率は5%でございました。

次のページをお願いします。環境課の生活衛生係についてでございます。こちらの町内河川水質検査につきましては、9月28日に、町内河川の汚れを検査するため、上流下流など27か所から水を採取し、水質検査を実施したところでございます。

次のページをお願いします。産業建設課の農林水産係、農業委員会につきましては、右記のとおりでございます。次の森林環境譲与税につきましては、9月19日に住民防災センターにおきまして、森林環境譲与税による森林整備箇所を地権者に説明し、10月20日付けで、該当する全ての地権者と協定を締結させていただきました。次に、森と海の6次産業化プロジェクトにつきましては、7月31日から伊豆漁協田子支所が主体となり、田子漁港で試験をしている「海釣りGo!!」が、グッドデザイン賞を受賞したところでございます。

次のページのその次、16ページをお願いします。企業課です。水道事業の上半期の経営状況につきましては、令和5年度上半期の収益的収支は、収入が9,275万8,000円、支出が7,529万9,000円となり、1,745万9,000円の純利益が生じたところでございます。収益的収支を前年同期と比較いたしますと収入は64万5,000円、0.7%の増、支出につきましては、19万6,000円、0.3%の増、純利益は44万9,000円、2.6%の増となりました。また、次の地区説明会につきましては、10月25日から10月31日にかけて町内5カ所で、水道料金改定に伴う地区説明会を開催させていただいたところでございます。次に、温泉事業の上半期の経営状況につきましては、令和5年度上半期の収益的収支は、収入が4,273万3,000円、支出が2,557万1,000円となり、1,716万2,000円の純利益が生じております。収益的収支を前年同期と比較いたしますと、収入については176万5,000円、4.3%の増、支出につきましては617万1,000円19.4%の減、純利益については、793万6,000円、86%の増となり

ました。温泉協会の役員会の開催につきましては、10月16日に西伊豆町保健センターにおいて、静岡県温泉協会西伊豆支部役員会が開催されたところでございます。

次のページをお願いします。教育委員会事務局の教育委員会、教育委員会等の活動につきましては、右記のとおりでございます。また、学校教育係の認定こども園の在り方を考えるワークショップにつきましても、右記のとおりでございます。賀茂小学校保護者の説明会につきましては、11月17日、中央公民館多目的ホールにおきまして、賀茂小学校保護者説明会を開催し、通学バスに関することや、学校での約束事、PTA組織について説明をさせていただいたところでございます。参加につきましては会場が17名、Z o o mで7名、参加者のトータルでは24名でございます。次に、社会教育係の軽スポーツ教室の開催と、秋の町民ハイキングの開催につきましては、右記のとおりでございます。次のページをお願いします。文化財展示会の開催につきましては、11月4日、5日の両日、旧田子中学校の校舎2階におきまして、文化財保護審議会主催による教育委員会後援で、文化財展示会を開催いたしました。昨年度、展示をしました古い民具や農機具・漁具のほか、埋蔵文化財と今昔写真を新たに展示し、文化財保護審議会委員に説明をしていただいたところでございます。小学生からお年寄りまで、幅広い年代の243名が来場されております。次に子ども議会の開催につきましては、11月20日に役場議場におきまして子ども議会を開催いたしました。児童が、町に対して思っている疑問や要望を一般質問形式で町長に投げかけ、私が答弁をしたところでございます。各小学校の小学5・6年生6名が議員となり1名の児童が議長役を行い、計7名が参加したところでございます。そのほか書面でご確認を頂ければと思います。

壇上での報告は以上でございます。

○議長（堤 豊君） 行政報告は終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時54分

---

### ◎一般質問

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与します。

◇ 1 番 松 田 貴 宏 君

○議長（堤 豊君） 通告1番、松田貴宏君。

1番、松田貴宏君。

[1番 松田貴宏君登壇]

○1番（松田貴宏君） おはようございます。

1番、ツキノワグマについて。ツキノワグマが令和3年7月26日に、大久須で錯誤捕獲されてから2年経った本年10月20日に、西伊豆町との境目に近い河津町梨本で、ツキノワグマ熊が錯誤捕獲されました。河津町で捕獲された個体は、大久須で捕まった個体に比べて小さく、また、大久須で放獣する際に付けた耳のタグがないことから、別の個体と見られています。また、10月26日の午後には、一色でツキノワグマかもしれない動物が目撃されています。まだ雌のツキノワグマは、伊豆半島では見つかっていないため、繁殖しているかどうかは分かりませんが富士山周辺から伊豆半島まで、足を延ばしてくるツキノワグマはこれからも続くと思われまます。このことを踏まえて質問します。

(1) ツキノワグマが西伊豆町内にあらわれたときに備えて、市町や県、警察を交えた会合を計画していると、4年3月の定例会での質問にお答え頂いていますが、その後、有害鳥獣の協議は開かれているものの、ツキノワグマの対応についての協議は開かれていないと聞きます。開かれていない理由について教えてください。

(2) もしツキノワグマが町内に現れた場合には、県から示されたフローチャートに基づいて対処することになっています。町は万全に対処できますでしょうか。もし懸念事項がありましたら教えてください。

(3) 11月4日の伊豆新聞では、イズーの白輪園長の「伊豆の山で、2頭のクマが木に登っているところを見た人がおり、雌も伊豆に生息し、既に繁殖しているのではないか。これを前提に駆除ではなくクマとの共存を基本にし、防除の考えで対処していくことが大事だ。」というお話が載っていました。これからは、with ツキノワグマの時代を迎えるのかもしれませんが、町は、with ツキノワグマの時代になるとお考えでしょうか。その上で、もしそのように考えていた場合には、そのときに備えて今までに検討してきたことがあったら、教えてください。検討していなかったら、



これから検討するつもりがあるのかどうか教えてください。with ツキノワグマの時代が来ないとお考えの場合は、その理由について教えてください。

2. 小田起伏堰について。ゴム引製布の袋体が破けて使用できなくなっている小田起伏堰について質問します。(1) 水産資源保護法第25条では、「溯河魚類の通路となっている水面に設置した工作物の所有者または占有者は、溯河魚類の溯上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。」と定められています。また、内水面漁業の振興に関する法律の第24条では、「国及び地方公共団体は、回遊魚類(内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。以下この条において同じ。)の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」となっています。平成2年にこの堰が作られたときはこの法律があったこともありますが、当時は既に、堰には魚道を設けるのが当然のこととなっており、この堰にも魚道が作られました。ところがこの魚道は適切な管理ができなかったため、土砂に埋まったままとなり、機能を果たせなくなりました。そのため、過去には袋体の内圧を下げ、意図的にVノッチ現象を引き起こすことによって、アユを溯上させていたという話も聞きます。しかしながら、Vノッチ現象による越流は、水叩きの床版を傷め、想定外の操作は思わぬ障害を発生させる可能性があります。また、令和元年に県から公表された仁科川水系河川整備基本計画では、基本理念として、「仁科川においては、山々と海、人々の暮らしを結ぶ豊かな環境を守り育てるため、洪水、津波土石流などの災害の発生の防止と軽減を図るとともに、西伊豆を代表する清流としてアユも行き来するような河川環境や、これまで地域で育まれてきた川と人々との関わりが、今後も引き継がれるよう、魅力ある地域形成に資する水辺環境の保全に取り組むことにより、地域の骨格となる川づくりを目指す。」とうたわれています。西伊豆町第2次総合計画では「“ふるさと”と言いたくなる夕陽のまち」を将来像としています。この「ふるさと」には「文化がある、自然が美しい、人が優しい」の意味が込められているとのこと。これらのことから仁科川の整備には、水産資源の保護とともに自然環境への配慮も求められていることが分かります。また、仁科川水系河川整備基本計画には、「魚道がなく、河川における上下流の連続性の障害となる施設も見られます。」いや、失礼しました。見られるとの指摘もあります。これらを踏まえると小田起伏堰には、魚道を再整備する必要があると思います。住民の生命と財産を守る視点に立ちますと河川断面を確保するために、魚道を設置しないという考え方もあると思いますが、町は魚道の設置についてどのように考えているのか教えてください。もし設置する場合は、現在の魚道から土砂を取り除いて再び使えるようにするのか、また30年前の魚道ですから最新の知見を生かした新しい魚道をつくり直すのか、町

の考えを教えてください。そして、魚道を設置した場合は、その後の維持管理はどうするのか町の考えを教えてください。

(2) 小田起伏堰は、もともと農業用水の取水のために設置されたため、5月から10月の間に起伏していましたが、生活排水を流すためとなると常時起伏させておく必要があると思います。また、上流の大堰においても突然の豪雨により、土砂で取水の水路が埋まることが増えました。倒伏時に、十分な河川断面を確保するためにも、土砂吐きの必要もあると思いますが、町の考えを教えてください。

以上で終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、松田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目のツキノワグマについての(1) 県と警察との会合について開かれていない理由についてというご質問でございます。ニホンジカやイノシシと違い、ツキノワグマの事務所管は県となっておりますが、伊豆半島にはツキノワグマがいないことになっているため、賀茂農林事務所も対応に苦慮されているようでございます。また、人身被害の危険性がある場合以外は、県庁自然保護課管轄のため、積極的に動いていないものだと思います。

次に(2)のフローチャートに基づく対象についてでございますが、目撃情報があったときにはまず人身被害の危険性判断を優先いたします。山の中なのか、人家に近い場所なのかによって対応が変わりますが、10月26日に目撃情報があった堀坂林道付近の事案では、フローチャートに従い、通報があつてからすぐに賀茂農林事務所及び猟友会とクマがその場にとどまっているかどうかの調査を行いました。結果、即時的危険性はないと判断し、県自然保護課によりセンサーカメラを設置していただき勧奨しているところでございます。次に、懸念事項はないかのご質問についてですが、山奥の目撃情報を大きく報道いたしますと、かえって住民の不安をあおることになりかねないという懸念もあります。ですので、臨機応変の対応が必要であると考えております。また錯誤捕獲の際に、賀茂郡下で統一した対処をしないといけないということもあります。令和3年に大久須での錯誤捕獲の際には、タグをつけて補充いたしました。今年10月20日に河津町で補充された個体にはタグをつけなかったと聞いております。なお、クマが山に戻らず人家に近い場所を徘徊するようなことがあれば、わなによる捕獲・放獣や銃による捕殺も検討しなければなりません。他自治体では捕殺したことに対し、かなり批判的な意見が寄せられているようでございますので、慎重に判断しなければなりません。本年11月から環境省の熊対策専門家緊

急派遣事業が利用できることになりましたので、判断に迷うのような事案につきましては専門家の指導助言を受けたいと思います。

次に（３）のwithツキノワグマについてでございますが、今年はクマの人身被害が各地で起こっており、全国的にクマの生息域に変化が起きているのは間違いないと思いますし、いずれ繁殖しても不思議ではない状況でございます。現状では、ツキノワグマは本県の絶滅危惧種であり、大切に保護していくということになっております。また、環境省は人身被害が多発していることを受け、三つのことを示されております。一つ目は、クマの出没情報などに注意しつつ、クマの生息域にはむやみに入らないことでございます。やむを得ず入る場合につきましては、単独行動を避け、鈴など音の出るものや、撃退スプレーを携帯するなどの対策をとることとされております。二つ目は、クマと出会った場合の行動を正しく知ることでございます。三つ目は、クマを人里に引きつけないよう放置果樹や生ごみ等が餌とならないよう適切に処分するということでございます。伊豆地域だけでなく全国的な動向を注視して、今後の方針は変わっていくと思いますが、お金がないので何もできないということがないように、例えば、クマに対応できる大口徑のくくりわな購入費などを見込んでおくといったことを来年の予算に盛り込みたいと思っております。

次に、大きな２点目の小田起伏堰についての（１）の魚道につきましては、左岸側に土砂で埋没した魚道がありますが、堰の上流部には水流が左岸側にぶつかる縁があり、その反転流が堰の右岸側に向かって流れますので、魚道がある左岸側に土砂がたまる構造的な欠陥があり、魚道周辺の土砂を撤去したとしても数年でたまってしまい機能しなくなります。このため、魚道の代わりとして内部空気圧を抑え、中央部を窪ませた状態をつくり出していたものでございます。施設の更新に当たっては、魚道を含め健全性を保て、維持管理がしやすい構造にできないか検討していきます。

次に（２）の土砂吐きについてでございますが、小田起伏堰の常時起流については、施設の更新に当たり、県と協議をいたします。土砂吐きについてですがまず、大堰の取水用水路は大雨のときに、側壁の板を外し、土砂を河川に流せる構造になっておりますが、近年は、大堰組合でもりをする方がいないようで板が外されなため、用水路内に土砂がたまってしまうことがあるようです。今年度も、このようなケースは２度あり堰組合には適切な維持管理を再度お願いしたところでございます。次に、小田起伏堰については現在の構造では土砂吐きの追加ができないと思いますので（１）でお答えをしましとおおり、施設の更新に当たり、健全性を保て、維持管理がしやすい構造にできないか検討してまいります。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） クマの件なんですけれども、来年度、大口径のくくりわなを予算でっていうことなんですけども、基本的に、クマがいる地域では熊がくくりわな引っかからないように小さくしてる。で、当面よりこっち側ってのがクマがいない前提でおっきなのにしてるっていうところなんですけども、これって絶滅危惧種を間違えて捕まえないようにっていうよりは、クマの場合くくりわなでくくっちゃうと、足がもし切れちゃった時にでも力があるから、そのまま暴れ出てきちゃって危ないから、くくりわなではクマ捕まえないでねっていう話になってたかと思うんですけれども、係長それじゃ、失礼しました。課長、その辺どうだったでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 関係者で出されている熊対応マニュアルというものがございまして、基本的に、熊をくくる罠で捕獲をすると人間がそれを近寄ったときにですね、暴れて外れたりして、攻撃されるというようなことがあると、したがってくくりわなを設置する場合には、強固なものにきなさいというようなことは言われております。熊の捕獲、錯誤捕獲をしないようにという意味で、輪の直径を12センチ以下にきなさいっていう基準になっています。それがこの伊豆地域ですね。富士山麓のほうは、熊の捕獲許可が出ています。そちらは、熊ってのは足が大きいので熊をくくりわなで捕獲するために、12センチ以上の輪っかも許可されているという状況です。で、伊豆地域は、今熊がいないということが前提なんですけども、議員おっしゃるように、もしかしてここでもう熊がもう繁殖してるんだと、管理捕獲をしなければならないとなった場合に、道具がないのでできませんということがないようにですね、その辺の準備をしておきたいということで、予算を計上させていただきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。じゃ、くくりわなで熊を捕獲するのは法律で許可が出れば大丈夫ということよろしいですか。はい、分かりました。熊の対処基本的に県っていうのは、そのとおりなんですけれども、どうしてもやっぱ住民の方々にしてみても、熊は県だから、これは役場じゃなくて県だって言って県のほうに相談ってのがなかなかしにくいんですよ。どうしてもやっぱり1番身近な役場に、いや、それが、町の仕事じゃないよ県の仕事だよってわけにもなかなかいかないと思うんです。実際に農業者の方で、特に山との畑が本当に隣同士になっているところの人なんかだと、怖くて何か畑行きづらいよとかそういう声も聞かれています。やはりここは、町と県ちゃんと連携して、安心してっていうのはなかなか難しいのかなと思うんですよね。熊は出てきちゃう

かもしれないし来ないかもしれないし、どこまで対策するかってのはなかなかこれまでなかったことなので、こうすれば大丈夫ってのはない。ただ、それでもやっぱり住民の方々に1番身近な役場が熊に対してちゃんと相談に乗ってあげる必要があると思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほども申し上げましたように熊がいないっていうことは前提なので、目撃情報があったよということになりましたら、当然まず何を1番優先するかっていうと、人的被害が起きないようにというその危険性の判断があるかないかっていうことを行動をいたします。市町と農林事務所ですね。で、すぐに現場を見に行くわけですけども、なかなか素人でちょっと判断つかない部分がございますので猟友会さんにも出ていただいてということで、今回の場合もそういう対応いたしました。もちろん警察のほうも警察のほうで、そういう危険性がないかというのは、出動していただいて、お互いに情報交換を行ったというところなんです。その上でですね、監視をして、もし山に戻らない、そこにとどまっている、もしかして人家に近づく可能性があるんじゃないかっていうことがもしあった場合ですね、県のほうで捕獲の許可を出す、あるいは、警察のほうで麻酔銃や捕殺の許可を許可を出すという形になると思います。なので事前準備のほうでは、町のほうもそういう住民の方から目撃があったよというご相談がありましたらですね、すぐに対応できるように体制をとっております。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。まずは、住民の安全の確保が大事になりますので、熊が出てきたときの対処というのがあると思います。一方で、伊豆半島に熊が生息している、するかもしれないっていう状況で、やっぱり、熊に生息されたら困るんだよっていうふうにして、来ちゃ駄目ってやるのは無理があるな、来ちゃったらもう来ちゃって、来ちゃうな仕方がない。そん中でどうやってツキノワグマと人間が、同じ伊豆半島の中で暮らしていくか、共存っていうと何か隣同士に座れるかっていったら熊と仲よくは無理なんですけれども、そういうこれからの伊豆半島の自然環境っていうのをどう捉えているか豊かな自然環境っていうのは人間に対して優しいだけじゃなくて人間に対して怖いところもあるよっていうのが、動物に限らずいろんな災害とかでも感じると思うんですけども、こういう町ですので、そういうところ、これからも深く考えていってほしいなと思っております。で、小田起伏堰に関しては、まだ来年度が調査で、もしやるとしても再来年度からということで、まだ全然いろんなこと決まってない中でいろいろとお話聞かせていただきまして、感触としては、魚道またつくってもらえるのかなと思っております。こちら水産資源の話、

養殖とかそういうのだけじゃなくてやっぱり自然のところにもまだまだ、それなりに資源は残ってるよ、もし暮らせるような環境がなくなったときに、これからまた増えてねって放流してもなかなか増えない。やはり、暮らしやすい環境、鮎が暮らしやすいよっていう環境ほかにもいろいろな魚・カニなどいます。そういう環境を守るっていう考え方が必要になってくると思います。まだ計画が詳しく進んでない段階ではあるんですけども、やはりこの小田起伏堰、もしこれから再整備したとなると通年で水を水路に流すようになるということによろしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） まず一つは、台風などのシーズンですね。河川断面が確保できないとまずいということもあり、今まで下げていたと思うんですけども、もう一つは、アユの産卵期ですね、この秋から冬にかけては、川の水量を確保するという意味でも、下げていた部分はあるかと思います。その辺は運用の面については、賀茂農林というよりも土木事務所との折衝になるかと思いますので設計ができた段階で、その辺の交渉をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 河川なので、土木事務所も絡んできます。で、農林事務所も当然農業用水ということで絡んできて、町も関係してくるってところで、なかなかこう、誰が主体となって動くってのが分かりづらくなっているのかなと思います。これ設置の目的ってというのが、これ主に生活排水のことは聞いてるんですけども、そこに農業関係の予算が使えるよってということで、農業が出てきてとかなってます。なかなかこういった予算補助金の関係でかちっとうまくはまったなって思ったときって、なかなかそのそこにぱっと目が行っちゃって周りのこと目が行きにくくなるんですけどもこれは本当気をつけないとうまくいったなと思うと、何か大事なこと見落としがちやっぱりお魚のほう、組合の方々からも、理屈、要するに生活排水を流すために農業か、予算が補助金がつくからって言ってそういうふうに行っていくのはちょっと変じゃないかなみたいな疑問の声も上がってます。それが駄目かって言ったら、町として予算的などことを考えればそういうことを活用していくしかないんですけども、魚道が設置されないとこれは賛成できないよねと、今の中で魚道設置されるんだろうなと思いましたのでそれはクリアできるのかなと思うんですけども地域住民の方々の声を聞いて、そこら辺もうまくみんながこの魚道に賛成、起伏堰に賛成できるような計画立てて整備していただきたいと思いますけれども、その辺課長いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 現在の堰の構造的欠陥というものを補えるような設計をみんな  
で考えてつくっていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。予算じゃない補助金のほうも、一旦、令和7年度で切るとはいえ、  
県のほうも言っていましたけれども、またこれまた続き、続くかもしれないということもあります  
ので、あまりその令和7年度のお尻っていうことを考えにとられることなく、よりよいものが  
できるように、計画していただければなと思っておりますが、その辺はいかがでしょう  
か。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私たちは、国県が示しているリミットについてはそれは遵守をしないとい  
けないと思います。松田議員は、延長するかも話をされておりますけども、私は賀茂で施策を  
講じていったときに、もし実際蓋を開けたらなかったということになりますと、逆に住民の方に  
ご負担を頂くという形にもなりますので、そこは賀茂で話はできないということだけのご理解く  
ださい。

○議長（堤 豊君） 松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 承知いたしました。町長も、かも思い込みだけで政策進めることのないよ  
うにお願いいたします。これにて終わりにいたします。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

---

◇ 2番 浅賀元希君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告2番。浅賀元希君。

2番、浅賀元希君。

〔2番 浅賀元希君登壇〕

○2番（浅賀元希君）おはようございます。2番議員の浅賀元希でございます。議長の許可を得ましたので、まずは壇上から質問させていただきます。私の今回の質問は、津波対策についてと認定こども園についての2件であります。

件名1、津波対策について。津波対策として、西伊豆町では、これまでに4基の津波避難タワーの建設を実施したほか、今年度は仁科浜地区に津波等避難施設の建設も進めています。また、仁科の正円地区には既に用地を確保し、津波避難タワー建設に向けて進めているほか、宇久須の浜地区においても津波避難タワーを建設する方向で検討を行っています。津波対策では、津波避難タワーのみならず、津波浸水域の高台や津波浸水域外のスペースを津波避難場所に公共施設の高さのある建物を津波避難ビルとして、町内におおむね50箇所の津波に対する一時避難場所が指定されております。このようなハード面での対策を進める一方、ソフト面では、毎年数回の訓練を実施していますが、ハード・ソフト面ともに、町として満足な対策がとれていると言えるでしょうか。私は、対策が十分とは言えないと思いますので、改めて津波対策について、以下の質問をいたします。

（1）津波訓練について。①今年も9月に津波訓練が行われました。その際、避難指示の訓練放送がなり、しばらくすると再度放送があり、地震発生から、5分が経過しました。現在の場所を確認してくださいとのアナウンスでしたが、放送の意図はどのようなものか。②放送にあった地震発生5分後の各地区の避難状況はどのようなものか。③津波避難タワーを使った訓練は、これまでコロナの影響で実施していないとの説明でしたが、コロナも5類に分類が引下げられました。また、沢田地区と下月原地区にも新しい津波避難タワーが完成いたしました。津波避難タワーの訓練を実施し、避難状況や改善点の把握に努めているのか。

（2）津波避難タワーのハード面の考え方について。①以前の一般質問で、避難困難な避難場所があるので、現場を確認し、改善に努めるべきと発言しましたが、その後、避難場所や津波避難タワーなどの状況を定期的に点検し、改善に努めているのか。②避難場所の管理は町だけでは無理だと思うので、各地区と連携を図る必要があると思うが、現在どのように連携を図っているのか。③津波避難場所設置について、これまで津波浸水域において、各家庭から200メートル以内に高台がないところに、津波避難タワーを建設し、津波浸水域にいる住民が、地震発生後5分以内に避難できるようなするとの説明でしたが、西伊豆町においては、そのような考え方では、多くの住民の命を守るための対策が不十分だと思います。津波避難対策は考え方を変える必要があると思うが、見直す考えはないのか。④津波から住民の命を守る対策は当然だが、同時に財産を守ることも重要である。その対策として防潮堤のかさ上げも有効だと思う。松崎町では、かさ上げに対し、地区からの要望を県に継続して行ってきた結果、県がかさ上げを行うということとのことです。改めて、防



潮堤かさ上げに対する町長の考え方を伺います。⑤津波が越水した場合、津波が引けた後、水門、陸閘、門扉をあけなければ、長期間、水が引けずプール状態になる。遠隔操作により、買物も可能か。遠隔操作で買物ができない場合、どのような方法で排水するのか。⑥震災後には仮設住宅が必要になり、用地を確保しなければならないが、用地の確保をどのように考えているのか。

件名2、認定こども園について。文教施設整備につきましては、現在ワークショップで検討をしています。事業を進めるにあたり、メンバーを公募した結果、当初計画した人数より大分少なくなりましたが、それでも多くの皆様が自分の時間を割いて、毎回真剣に議論を重ねていただいています。私も何度かワークショップを傍聴しております。また、8月には西伊豆町中央公民館で、生きるという映画が上映されましたので、その映画も見ました。映画は、東日本大震災により宮城県石巻市にあります大川小学校で多くの生徒や教職員が津波の犠牲になったことについて、事実や理由を知りたいとのことから、遺族である親御さんが、市や県に対して裁判を起こしたものでした。映画の中に裁判長の大変重い言葉が出てきました。それは、学校が子供の命の最後の場所になってはならないとの言葉でした。この映画を見たときに、自分では、どうすることもできない、小さな子供たちを預かる認定こども園は絶対に津波浸水域外に建設するべきだと強く感じました。ワークショップメンバーの中には、津波浸水域でもよいとの考えの方もおられます。私は、子供の命を守るための責任や方法の共通認識を持つ必要があるとの思いから、以下の質問をいたします。

(1) 認定こども園について。①文教施設建設に当たり、町長は一切考えを示さず、ワークショップで方向性を決めていただくと言っているが、認定こども園の設置場所について、津波浸水域でもしょうがないと考えているのか。②認定子供園移転について。早期に進めるべきだと思うが、移転時期についてどのように考えているのか。③10月のワークショップで認定こども園建設、建設地として六つの候補地が決定されました。11月の全協での説明では、西伊豆町立文教施設整備委員会へ、諮問し答申を頂くとのことですが、諮問の、諮問内容は一つの場所に絞り込むような内容にするのか、また、最終までの工程はどのようなものか。④ワークショップのメンバーを追加するとの説明もあったが、今後はどのような内容の検討を行っていくのか。⑥東海地震や東南海地震以外の津波警報等が出た場合の認定こども園での現行の対策はどのようになっているのか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君）

それでは、浅賀議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の津波対策についての(1)の津波避難訓練について①地震発生後5分経過のアナウンスの意図はにつきましては、第4次地震被害想定では5メートル以上の大津波は5分程度で到達するというふうに言われております。町民一人一人が5分後、どこまで逃げる事ができたのか、再確認をしていただくことが、9月の総合防災訓練の目的でございました。次に②の地震発生後5分後の各地区の避難状況につきましては、9月の総合防災訓練では、町民一人一人の避難状況を確認していただくことを重点といたしましたので、各地区の避難状況については確認をしておりません。しかし、令和5年3月5日の津波避難訓練時に訓練参加者からアンケート調査を行いました。その結果といたしまして、緊急避難場所等までの避難時間はの質問に対し、全員津波到達時間より前と答えたのが27地区2地区、一部、津波避難到達時間より後と答えた地区が23地区、全員津波到達時間より後と答えた地区は2地区ございました。次に③の津波避難タワー訓練を実施し、避難状況や改善点の把握に努めているかのご質問ですが、現在では津波避難タワーが設置されている全地区の自主防災会において避難タワーへの避難訓練を行っております。その中で、今年度建設された下月原地区では、9月1日の総合防災訓練におきまして、自主防災会からの要請により、町職員が津波避難タワーの構造について説明をし参加区民の皆様と意見交換を行ったところでございます。次に(2)の津波避難対策のハード面の考え方についての①の町指定の避難場所状況把握と改善についてでございますが、基本的に、避難場所や津波避難タワーを利用するのは、近くに住む地域住民の皆様になりますので、定期的な点検等は自主防災会のほうで行っております。どうしても自主防災会で対応できない大規模な改善が必要なときは、随時要望書を提出していただき、町のほうで改善をしていきたいと考えております。次に②の避難場所管理に関わる地区との連携については、①でお答えしたように、定期的な点検や草刈りなど小規模な改善は自主防災会の方にお任せをし、大規模な改修が必要な場合については町が行うなど、自主防災会と町が連携し、避難場所の管理に努めていきたいと考えております。③の津波避難場所設置基準の見直しにつきましては、津波避難タワーの設置基準については、今まで200メートル以内という基準で進めてまいりましたので、引き続きこの基準で整備をしていきたいと考えております。④の防潮堤のかさ上げの考え方につきましては、防潮堤のかさ上げについては、下田土木事務所が主体となり地区協議会を立ち上げ協議してまいりましたが、現在は行っておりません。今後、県も新たな地震津波アクションプログラムにより防潮堤などハード整備を進めていくため、地区協議会を再開したいとの話がございますので、その中で、町民の皆様のご意見を聞きながら考えていきたいと思っております。次に⑤の津波が越水した場合の対応については、越水した時点で設備の多くが、水をかぶってしまうため遠隔操作はほぼできないと考

えております。遠隔での改文ができない場合は、水門陸開門扉ともに現地での手動操作となります。また排水ポンプを使用するのも一つの手段と考えております。次に⑥の仮設住宅用地の考え方につきましては、応急仮設住宅建設予定地として、仮設可能敷地個別台帳を作成し、用地の確保に努め、努めているところでございます。次に、大きな2点目の認定こども園についての(1)認定こども園についての①認定こども園設置場所の基本的な考え方につきましては、基本的な考え方としては、津波浸水想定区域外を前提として考えております。もし、津波浸水想定区域内に整備するのであれば、当初計画のように想定される津波の高さを考慮した対策を講じた上で整備する必要があると考えております。次に②の認定こども園の移転時期の考え方につきましては、移転時期については可能な限り早く移転したいという気持ちでこれまで取り組んでまいりましたし、その思いに変わりはありません。しかしながら候補地が決定してから早くても2年ほどかかるであろうと考えております。次に③の認定こども園の建設に向けた今後の工程については、諮問内容としては基本的には最終候補地を一つの場所に絞っていただくことを考えております。しかしながら、答申の中で附帯意見として必要な調査を実施することなどといった意見も想定されますので、第2案など順位づけをしていただくことも想定しております。最終決定までの工程につきましては、今後、文教施設等整備委員会で議論を重ねていただく中で、委員の皆様には大変ご苦勞を頂きますが可能な限り早く、答申を頂けるようお願いをしたいと思います。次に④のワークショップメンバーの追加目的につきましては、今回のワークショップのワークショップのメンバーの追加については、認定こども園の在り方に続き、今後は小中学校の在り方を考えていただくため、追加募集をするものでございます。当初、30人程度ということで募集をかけたところでございますが、17名の応募にとどまりましたので、より多くの方にご参加を頂き、これからの町の望ましい教育環境の実現のために、活発なご意見を交換していただくため20名程度、追加募集をかけさせていただいたものでございます。次に⑤の東海地震や東南海地震以外で津波警報等が出た場合の認定こども園での、現行の対策はにつきましては、津波警報または大詰め津波警報が発令された場所の場合の対応ですが、認定こども園、仁科ですね、仁科認定こども園については屋上に避難、伊豆海認定こども園については田子神社に避難することとなっております、その後の状況に応じて保護者に引き渡すという対応をとっております。以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(堤 豊君) 浅賀元希君。

○2番(浅賀元希君) それでは、再質問のほうに移らせていただきます。前提としてですね、私の今回の質問趣旨はやはり津波対策に対しまして改善や要望の内容が主になっております。そんな中で(2)の津波避難場所についてということで、まずは、津波避難タワー関連について幾つか

質問をいたします。まず、スペースの問題であります。スペースにつきましては、1平米当たり、2名となっておりますが、今年、仁科の浜地区のほうで訓練をしたときの様子をちょっと伺ってみました。そのときにはですね、おおむね80名ぐらいの方が上ったそうです。そのときの感想として、もう100名ぐらいになると、身動きができないような状況になるんだなという感想を持ったそうです。やはりですね、私前々から言っておりますけども、町長もですね、一度そういった状況を踏まえた中で、本当にその1平米、2名ということで、これからも新しい津波避難タワー建設するわけでありまして、そういった考えでそのままでいいのかっていうことを、やっぱり現場を見てですね、判断する必要があるかと思っておりますけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 先ほどの質問で津波避難スペースの関係になりますが、こちらにつきましては実際にですね、今自主防災さんからですね、スペースが狭いというお話はまだ頂いてはおりません。考え方としましては、津波避難タワーにつきましては、一時的な避難場所という形でとらえておりますので、1平米に2人ということで整備をしてきておりますので、引き続きこの考え方でいければと思っております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。今の回答につきましてはですね、また後ほどの質問の中でちょっと意見を述べさせていただきます。2番目のことについて質問させていただきます。10月の回覧の中にですね、教育委員会の学校の編成だよりがありました。その中に、賀茂小学校見学会の記事の中にですね、こういった文言がありました。教育委員会事務局では、保護者の皆様から頂いた意見を参考に、学校施設の充実のために努めていきたいと思っております。こういった考え方は、私は大切な考え方だと思っております。ですから、今までも何度もですね、やはり現場を見て、やっぱり改善するところは改善していただきたいという考えを申し述べてきました。そんな中で、11月の末になりますけども、新しくできました、沢田と下月原の避難タワーの状況を私も見てきました。そこで気になったことが3点ありました。1点目といたしましては、両方ともですね備品類、これは今まであります仁科の浜地区ですとか、安良里地区には屋上のほうにですね、いざというときの備品類がありましたけども、新しいものについては設置されておりました。これ設置するためのボックスもありませんでした。で、2点目はですね、私はあえてその西風の強い日に登ってみました。そうすると、もうもろにですね両方とも、吹き曝しの状態で何も遮るものがないという状況がありました。3点目はですね、階段から手すりがありまして、それから屋上の四方のフェンスに手すりがあるまま回っております。このフェンス、すいません、手すりをですね、もう少し高い位置

に上げれば、フェンスの土台のところに腰かけるようなスペースがありましたので、そういったことも活用できるんじゃないかなというふうな思いましたのですけれども、今の言いました3点について、どのような考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 全てですね、浅賀議員がおっしゃることが整えることが可能であって、予算的な面も含めてできればですね、町のほうとしても行いたいということは思います。ただ、限られた予算の中でできる限り多くの住民を守るためにですね、行っておりますので、その辺のご理解も頂きたいというふうに思いますし、またテレビなどでですね、津波とか、そういったもののほかに水害といえば、河川が氾濫してよく房総などですね越水して、人が家の屋根の上にいらっしゃるというような事案もお見受けすることがあるかと思いますが、最終的にはヘリコプターが上から吊って救助をしているという状況になります。当然、津波避難タワーの上に登って、下が水に浸かっているときに救助するには上から吊らなければいけない。そのときに屋根があったら吊ることもできない。要は障害物となる可能性もございますので、あくまでも先ほど課長が答弁したように、津波避難タワーは一時避難としてまず身を守っていただくためのタワーでございますので、あそこで長期生活をするのではなくて、もしそういったときには、上からの対策を講じるためには、上に障害物がないほうがよからうというふうに町のほうとは考えておりますので、現状としてはそこに屋根をつくるということは考えておりません。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。1番簡単のですね、その防災用品等についても、全く対策を考えてないっていう捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 防災対策の備品については、これまでも整備したところにはあるということとはご本人もご理解されていると思います。ちょっと準備が遅れたというのは防災課のほうの手違いというか、ちょっと落ち度だというふうには思いますけれども、あそこに、備品を設置することについては既に計画はされておりますので、確実に後日設置をされるものというふうに認識をしております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。避難タワーはですね、もう既に半年近くが経ってるわけですから、もう明日来るかも分からないものに対してその手違いということだけで片付けるわけにはいかないんじゃないかなということとはちょっと申し添えておきたいと思います。次にですね、松崎町の避

難タワーについても松崎の担当課の方にちょっと話を聞きに行ったりですね、実際に見てきました。その中で、松崎町のこれはあくまでも考え方なんですけども、どういったところに注意したかっていうと、まずその高齢者のために蹴上の高さを低くしたということと、それから階段幅についてですね、やはりこう前を歩く人が遅くなった場合には、横から抜かして登れるように1.8メートルにしたということです。次はですね、また先ほど町長の答弁から考えると言いにくいことなんですけども、これまで私が言っておりました屋上にですね、屋根の設置、それからこの屋根についてはですね、可動式で、基本的には通常は真ん中のほうに収めてありまして、いざというときにロープがありましてそれで引っ張るような形の可動式になっておりました。それからもう一つ、ベンチっていうことで、真ん中にもベンチもありました。そういったことで、私はですね、やはり一時避難場所と言ってもそのときの状況で、どんな状況になるか分からないもので、ある程度その過ごしやすい状況にしておくべきだっていうのが、あくまでも私の考えでありますけども、これからですね、何基か、西伊豆町においても津波避難タワー建設するわけですけども、もうあくまでも、そういったことは考えずに、今までどおりの津波避難タワーを建設するという考えっていうことになるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 蹴上のものについては、うちはバリアフリーの基準よりも下回った高さでつくっておりますので、浅賀議員がご心配をされるような状況ではないというふうに認識をしております。また幅についても、1.4メートル、いわば140センチ以上ということで、バリアフリーのほうを設置されておりまして、うちは160センチでつくっておりますので、これもクリアをしているというふうに考えております。松崎さんのほうは180センチで遅い方を隣から抜くということ想定されていると、今浅賀議員おっしゃいましたが、西伊豆町としては、遅い方を両脇から抱えて一緒に登ってくださいということで、3名並べても登れる幅ということで140センチで設定をしております。誰かを置いていくのではなくて、みんなで一緒に上りましょうということで、その幅は確保しておりますので、これも議員のご指摘には当たらないんだろうというふうに思います。確かにもう松崎さんのようにですね、屋根ができれば良いに越したことがないということは私たちも思っておりますが、先ほど申し上げましたように、屋根があり、またそれをですね、今は畳んであつて空は見えて何かあったときに紐でということなんですけども、構造物上、真ん中に要は構造物がございますので、上から吊るときにはこれが障害になります。ですから、状況的にもし上から吊るときには、それがあつることによって人が救出できないということになりますと、それはそれで問題になるんだろうというふうに思いますので、何をとるかということでですね、市町によって選択

が変わってくるんだらうというふうには思っております。ですから町としては、そこに取り残されてしまった方を上からも救出するためには、青空ではなければいけないんだらうということで作っておりますので、新たなものについても屋根をつくるということは考えられません。ただ今作っております旧消防署跡地のようにですね、お金を多額にかければ、一つの階をつくることはできますが、中には津波避難タワーを作っても、こんな誰も登らない施設をつくるなどというお叱りも頂いておりますので、なるべく費用対効果で一時的でありますけれども、人の命を守る最低限の施設という設定で建設を進めたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。町長の考え方は、言ってることは分かりました。ただ自分としては納得はできません。続いてですね、避難場所の管理についてお伺いいたします。防災対策基本法に関する政令っていうところにですね、地震に対、すいません、政令に地震を対象とする、指定緊急避難場所についてということで、管理条件かつ耐震条件を満たすこととあります。管理条件の中に、居住者等を受け入れる部分について、物品の設置または地震による落下、転倒もしくは移動等により避難上の支障を生じさせないという趣旨はですね、避難場所のみならず、避難経路に関しても、障害を生じることがないようにする必要があると私は解釈しております。そんな中で、町内ですね、高台の避難場所では、避難路には雑木がありまして、倒木の危険性が多くあります。そのような状況で、本当に避難場所として目的が達成できているとは思いません。伐採し安全確保に努めるべきだと思います。具体的な例を一つ挙げさせていただければ、例えば、合の浦の海の近くの方は、海の方から、旧道の方に逃げるのに細い道を通っていきますけども、そこには、わきには山がありまして、もう雑木が生えております。そのためそちらの住民の方はですね、危険という認識を持っております。そうするとその方たちが中今冬の広場に避難するのに、極端な話、伊豆海認定こども園の方に回ることになると思いますが、そういった子供でも避難場所の対策がとれているというふうにご理解しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 浅賀議員がおっしゃるのはですね、確かに理想だと私も思います。全てが完璧で、災害時であっても無傷で逃げる。何の障害もなく避難所にたどり着くということに主眼を置くのであれば、そういった対応をしなければいけないんだらうというふうには思いますが、災害のときに支障になるのは、周辺にある倒木だけではなく、民家から落ちる瓦などもですね、障害になります。では、お家を立てている方の瓦を全て変えていただくことが可能なのか、又ガスボンベであったりそういった外のものが片付けられているのか、全てを行わなければ浅賀議員のおし

やることはできません。ただ、町としては、自分の命は何とか守っていただきたい、一時的にはありませんけれども、避難できる場所については確保したいという思いで一生懸命やっておりますので、そういったものも全てやれということであるならば、多額の税金を納めていただかなければ対応はできないだろうというふうに思います。ただそういった住民のご負担をかけずにですね、町・県の補助を頂きながら、何とかできる整備については町のほうでやっておりますが、財源には制限がございますので、議員のおっしゃることも、全く理解できないというふうには申し上げませんが、多分、不可能だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） これはですね、以前の時ちょっと質問させていただいたんですけども、町長は瓦が落ちるっていうことも前にも言われました。ただですね、落ちるときには危険です。ですけども、瓦は落ちてしまえばそこを踏み越えていくことができるかと思っておりますけども、倒木の場合はですね、そこ乗り越えていくことはできないと思っております。そこに大きな違いが私はあると思っております。そんな中で、少しでもですね、そういった危険性を排除した上で、避難場所は確保、全てができるかどうかは町長のおっしゃるとおり、予算面もありますので、疑問かもしれませんが、やはり私自身はできることを少しずつでも進めていかなければいけないんじゃないかなって思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） お金が潤沢にあれば、多分できるだろうということは思います。ただ、その財源をどうするかまでは、議員の皆様も町民の方もですね、お考えにはなかなかならない、町に言って町がやればいいのか、確かにそれはそのとおりかもしれませんが。今、事例として、合の浦の道をおっしゃいました。私も場所はよく分かります。これをやり始めますと、全ての道に全て同じ対策をしなければならない。これ木はですね、毎年生えますということは、毎年同じ金額がずっとかかり続けるわけです。年間に、維持管理費で仮に1億から10億かかったとするとそれがランニングコストとしてずっとかかるということをまずご理解をください。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） いや、それは分かります。ただですね、住民にとってやはり、町が指定するところが安全だっていうことは私自身はですね、言えないと思っております。だから否定する限りはですね、やっぱり最善を町として尽くすべきだと思いますけども、そういった考えには至りませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。



○町長（星野淨晋君） 今、おっしゃられた浅賀議員は指定している場所ではないですよ。行き着くまでの道路の話がされているんじゃないですか。私たちは、場所についてはなるべくできることはやりたい。ただ全てが全てできませんので、軽微なものについては地区の方をお願いをしていますということは壇上で答弁をしたかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。指定してる場所においても、そういった状況があるっていうことだけ申し添えておきます。またいつものとおり、平行線になりますのでこれについては終わります。続きまして、避難場所設置についてということで質問をさせていただきます。先ほど令和5年度の訓練では、ほとんどの地区で完全な避難はできないとの報告がありました。今年9月ですね、状況も、私自身も、いろんな区長さんに聞きましたが、ほとんどの地区で5分以内に避難できたという回答はありませんでした。今回の場合はですね、訓練では放送が鳴って、もうある程度こう準備しておりますので、すぐ、玄関から出たの状況ですけども、やはりいざっていうときには、地震が収まってから3分以内と言われておりますので、より多くの方が、避難が難しくなるんじゃないかなっていう状況にあると思います。そんな中で、また西伊豆町においては特にですね、高齢化率が50%超で県下で1番、後期高齢化率についても、30%で県下でこれも高さは2番目に高い。それから、他所だ度においても、男性が、最下位。女性にとっては、最下位から2番て、このような地域の状況があるわけです。そんな中で果たして200メートルって今までの考えなんですけども、こういった考えでいいのかなって私自身は不安になったものですから、この辺について、町長にですね、見直す考えはないかどうか、また改めてご回答をお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） えっとですね、浅賀議員が区長さんに聞かれた中身はちょっと私分からないので、その辺についてお聞きしたいというところもあるんですけども、先ほど、私壇上のほうで答弁をさせていただいたように、2地区については5分以内に全員が避難をできたと。23地区については、若干、逃げ遅れた、要は5分以内に到達できなかった方はいらっしゃるんですけども、ほぼほぼ、それに近い時間できたということは聞いてます。全く5分以内に来れなかったというのが2地区あるということで、壇上で答弁をしたかというふうに思いますが、これは、9月の防災訓練ではありません。3月のということで答弁をさせていただいてるかと思いますが、3月のときには、避難する時間を私たちは住民に告知しておりません。〇〇日、X時間でいつ来るか分かりませんという想定で、私たちのほうで時間を決めてやっています。その時点で、これだけの方がいる意味、避難ができているわけでございますので、浅賀議員が言ったように、避難の放送が鳴ってすぐに家

から逃げたということではなくて、いつかかるか分からない状態で家の中から飛び出してもらってこういう状況なので、私たちとしてはある程度今までやってきた施策が功を奏しているというふうに考えております。この200メートルを設定したのも、一応5分で津波が到達するというものがですね、県のほうから示されておりましたので、基本的に揺れている間、約2分については家から出られないだろうという設定のもと、3分で進める距離を換算すると、約200メートルだろうということで試算をしております。この200メートルというのは、全国的にも、かなりまれなぐらい小さな範囲で私たちは設定をしておりますので、基本的にこの方針でよろしいのではなかろうかというふうに私は考えております。また議員は、先程来からいろいろなところでですねとても、屋根をつくったりとか、お金のかかるお話をされますが、範囲を狭めて行いますと、基数を増やさなければなりません。そうすると今現在が大体1棟に1億から2億ぐらいのお金がかかっていますので、それがポコポコ建つということになりますと、本当にお金はいくらあっても足りないというところで何とか逃げられる範囲の200メートルの設定が私たちはぎりぎりなのかなというふうに考えておりますので、ずっとこれは同じ話になりますけども、お金が潤沢にあれば、できるんだらうというふうに思いますし、またこれ建てることによって当然解体であったりとか、管理、メンテナンス費用も当然かかってきますんで、その費用を今後じゃ誰が負担するのかということも考えていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私の聞いたですね、避難できなかったのは今年の9月の防災訓練に対して、ほとんどができないっていうのは、完全に避難できたっていうところがなかったっていうのがほとんどです。ですから、5分以内にですね、例えば半分だとか、8割とか状況があったっていうことだけちょっと承知しておいていただきたいと思います。その200メートルで、3分で200メートルっていうことが私はですね、やはりこっだけ高齢者がいる中で、3分で200メートルも、歩けない状況にあるんじゃないですかという指摘です。次の質問に移りたいと思います。これも事例になります。これは私の地元の事例になります。私のところではですね、避難場所として弁天さんというところも指定されております。しかしここにですね、地区の方が避難する人は誰もいません。それはなぜかという、あそこは土砂災害警戒区域に指定されておまして、尚且つ、避難、津波避難場所の看板においてもですね、土砂災害についてはバツがついております。そういったことで地元の人はいざというときは危険ということがありますので、今回の訓練においても全ての人はクリスタルパークに避難しておりました。その結果としてやっぱり半分以上の人は、5分以内に到達できなかったという状況にあります。西伊豆町のもですね、避難場所指定っていうのは、基本

的には東海地震ですとか東南海地震に対して、地震後の津波対策ということも考えているかと思  
いますので、そういった考えの中です、土砂災害と津波避難を同時に考える必要があると思  
います。それなのに、土砂災害区域に津波の避難場所として指定することは私は間違っていると思  
います。結果的に私の考えですと、柴地区においては、避難場所が1箇所しかないということになり  
ますので、そこでまた、町長先ほどお金のことを言われて大変聞きにくいんですけども、柴区に  
です、津波避難タワーを建設していただきたいというのが私の考えですけども、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 柴区にです、建設するかしないかということは当然今後、本当に必要な  
のかということと協議しなければならないというふうに思いますので、今ここでです、私のほう  
がするしないということは明言はできません。ただです、議員の質問の中に、土砂災害警戒区域  
はです、使えないということをおっしゃるわけですよ。そうすると、何回か前の一般質問で、  
築地AとかBとかっていうところをです、整備して逃げるようにしてくれというようなこと  
をおっしゃる議員もいました。そこは申し訳ないですけど土砂災害警戒区域内です。逆に、この警戒  
区域から避けようとする、西伊豆町内には逃げるところはなくなります。それをよくお分かりの  
上で、一般質問をされているんですか。議員なわけですから、ハザードマップなども多分お読み  
になられてると思うので、現状を理解した上で、質問をしてください。この土砂災害警戒区域を外す  
ということは町としてはです、できないんですよ。ですから、東北のほうでも地震ありましたけ  
ども、地震津波が発生したときには、津波でんでんことって、何しろ高台にまずは逃げましょ  
うと、自分の命は自分で守りましょうということが大前提です。ただ、平地の山から近くないところ  
については、山まで5分でたどりつかないので、津波避難タワーなどをつくって、命を守る対策を  
しなければいけないということをつくっているということをお知らせできればと思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時19分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私もですね、まがりなりに議員ですので質問する前には、勉強はしております。そんな中でですね、指定緊急避難場所の立地条件ということで、政令の中にはですね、崖崩れに対して、安全区域に該当しない区域として、土砂災害警戒区域と明記されております。これから質問することは先ほど町長が答弁の中にさっき言われたんですけども、町内にはですね、そういったことで、土砂災害警戒区域に津波避難場所が指定されるところがたくさんあります。これをですね、私はやはり少なくとも、改めるべきだっていう視点であります。というのはですね、ハザードマップについても、その記載方法が、土砂災害は土砂災害、それから、津波は津波っていうページが分かれております。総合的にですね、地震が来たときの津波はどこに逃げたらいいのかっていうハザードマップにはなっておりません。そういった意味で、ハザードマップの記載方法も改めて考える必要があるんじゃないですかっていうことをお伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。それをですね、記載方法を変えるということではできると思います。ただ、見にくくなります。それでよければ、全部をくっつけたほうがページ数も少なくなりますので町としては有効かなというふうに思いますが、利用する方の観点からすると見にくくなるので、それは一緒にするのはやめようというふうに町のほうとしては決めているということです。ですから、一緒にのほうがいいという方が多ければ、私は一緒によろしいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私はですね常日頃言ってるたちの目的だと思います。何のためにつくるかっていうことは住民に安心感だとか安全を担保するため、見にくいとかっていうことじゃなくて、これなら本当にやはり安全な場所が分かるっていうふうな記載方法にすべきだという考えであります。これはあくまでも意見として述べさせていただきます。続きまして、静岡県地震津波アクションプログラム2023では、令和7年度までに3年間を想定犠牲者数の9割削減を目指し、集中的に取り組む期間としています。また、犠牲者の減少に加え被災者の避難環境の質の確保に資する取組を強化する被災者の健康被害等の最小化を図ることを減災目標に掲げていますとあります。先ほど私の答弁に対してですね、ほとんど改善はする回答は得られませんでしたけども、私はこのアクションプログラムとですね、町の考え方は乖離してるんじゃないかなと思います。ということで町としてはですね、こういった県の考え方の整合性をどのようにとるのか、お伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。こちら県のほうは、今回、アクションプログラムを改正しまして、これからの10年間をつくりました。町としましても、この県の計画を含めてですですね、今の検証作業を進めております。今後、検証作業が進めましたら、この新たな計画につきまして、考えていきますが、明らかに、確かに県のこのアクションプログラムに、あわせて進めるものまらずは町独自でやるものということはこれから精査しながら、計画を進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。その中で、1点確認ですけれども先ほどもう町としては、土砂災害区域でも、津波避難場所として、これはやむを得ないって言うことを言っておられましたけれども、その辺の考え方はこれからも変えずに進めていくという考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 浅賀議員がおっしゃるようになりますね、土砂災害警戒区域から全てを外せということであるならば、多額の費用をかければ多分できるというふうには思います。ただそれを、要とするか要としないかという判断になろうかというふうに思います。先ほど議員おっしゃったように、ハザードマップで安全をお知らせするということを言われましたが、町としては、西伊豆町に安全なところはないということでハザードマップを配って皆さんに危機意識を持っていただきたいというふうに思っておりますので、津波も土砂災害もひっくるめるとですね。西伊豆町内には住むところはほとんどないというぐらい、ここは危険な場所だというご認識を頂ければというふうに思います。お金があればいくらでも整備ができるかというふうには思いますけれども、やはり財源には限りがございますので、できる整備について、少しずつですけれども、やっていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。あのですね、町民の方にハザードマップを作成したから、そういった危険性をご自分で認識してくださいじゃなくて、やはり町からもですね、そういったことで、これまでも言いましたけれども、やはり避難訓練等のときと利用してですね、ハザードマップについても、こういうふうにありますけれども、こういった危険性もありますって言うことをやっぱり、町から積極的に情報を伝えるべきだと思いますけれども、そういった気持ちはお持ちにならないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町のほうからは、ハザードマップをお配りしたり、地区の自主防災会のときにですね、いろいろご説明申し上げておりますので、危険性については住民の方に発信は出来ているというふうに思っております。ただ、不十分だというご意見も当然私の耳にも入ってきておりますので、一応来年度の方針としては、各地区のですね、区であるとか、町内会単位になるか分かりませんが、防災課の職員などが行って説明することも必要なんじゃないかということは指示はしておりますけれども、今の時点としてはある程度危険性については、説明をしているというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。次にですね、津波が襲ったときの水の引けの感じで先ほどの壇上では、方法としては排水ポンプ等も考えられるということですけども、ハード面というかですね、例えばここは長時間いたときに、現在の備品類はですね、飲物ですとか水ですとか、そういったこともありますが、これからその非常食等ですね、長時間の場合の対策として、そういったことは考えるのか考えなのか、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あくまでも一時避難助ということで設定をしておりますので、浅賀議員のおっしゃるような完璧な備品の装備というのは不可能だろうというふうには思います。ただ、水であったりとか、アルミのシートですね、保温できるようなものなどについては、既に2棟の津波避難タワーには設置をしておりますし、新たに設置した2棟についても今後設置するというところで進めている状況でございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。あのですね、完璧ではないにしてもですね、先ほどのアクションプログラムの中にもですね、県のほうでは避難施設の質的向上により滞在機能の充実としてあります。こういった写真もありますけども、こういったことに対してですね、町としては何ら対策をとらないってことになります、今までと全く同じ考えで進めていくというか、考えですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員のおっしゃる何らかちょっとよく分からないんですけども、全く準備をしていないところですね、改善をしないということであればそれに当たるとは思うんですけども、一応町としては飲料水については40人分とかですねある程度数字は決めた中で、今のところ配備をさせていただいておりますので、全くそういったものやっていないというものには当たらないのではなかろうかというふうには思います。ただ、足りないということをおっしゃられると、

当然、足りない可能性はありますので完璧な対策はとれてないというふうに思いますけれども、そこには限度がございますので、あくまでも一時的な避難所ということで、住民の方には避難をしていただくということをお願いするしかなかなかろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 私はですね、やってないんじゃないかと、やはりこれ、県のほうも先程来から言っておりますように、やはりその避難した人のよりよくですね、やはりその健康面もこう考えてるわけですから、町としてもですね、やはりそれなりの対策を今後考えていく必要があるんじゃないですかということだけ、申しといておきたいと思います。次にですね。仮設住宅の関係になります。これについては台帳の整理だとか、確保に努めてるっていう、壇上のお話がありましたけれども、具体的な事例として、こういったところがあるとかっていうことを挙げていただけることは可能でしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、町内での避難場所につきましては、一応4箇所ですね、この敷地として下、台帳管理しております。宇久須地区では賀茂小学校のグラウンド、安良里地区では、旧安良里小学校のグラウンド、田子地区では、旧田子中学校グラウンド、または田子漁協の埋立地、仁科地区では仁科漁協埋立地という形で、敷地の一部確保はしておりますが、一応災害がいろんな作業がありますので、とりあえず今この4地区でこのような形で用地を確保してるという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。今の場所はですね、どこも津波浸水域内ですよ。私の仮設住宅の設置用地ってのは、津波浸水域外、高台等を考えてるかと思えますけども、そういった考えではないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、先ほど申し上げた場所につきましては、地震津波だけではなくてですね、風水害もあります。その中で、先ほどの候補地がいいだろうということで選定しております。先ほど言われた、津波浸水区域内ということではありますが、賀茂小学校は区域外ですので、ほかの地区については確かに、区域内です。実際に津波が、大規模な津波があつて、その土地が利用できないということであれば、ほかにも、空き地がそれぞれ考えられます。通知のほうは候補地としては、町は考えておりますが、また用地については、個人の土地とかいろいろとご

ございますので、そちらについては今後ですね用地の確保に向けて別途検討をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。町内もですね、いろいろこう当たっていただきたいんですけども、これも松崎町の話なんですけども、松崎町の場合はですね、下田市と協議をしまして下田市の土地を借りるような段取りをしているということでもありますけども、西伊豆町においてもですね、公益的なその協定等を結ぶというような考えはお持ちになってないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これはですね、いろいろな考え方があると思います。協定が結べるのであれば結ぶことは有効だというふうに思いますけれども、先ほど議員は、一時避難所でも土砂災害の警戒区域だと駄目だということになると、仮設住宅も当然そんなところに建てることはできませんので、西伊豆町内には建てることはできないだろうと。下田市さんと協定結んだときに、下田市さんがそういったものに分類しない土地を提供していただけるのであればいいのかもしれませんが、そういったものもですね、踏まえて協議をする必要はあろうかというふうに思います。ただ西伊豆町内としてですね、やはりこの建設予定地を確保するについても、いろいろそういった土砂災害警戒区域、浸水区域内、考慮しなければいけないところがたくさんございます。またそれを全てクリアした平場というのはですね、学校の建設のときにですね、皆さんにもお諮りしたように、ほとんど西伊豆町内には平らないい土地がないわけですから、確保に苦慮しているということで、ご理解を願えればというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。状況は分かりました。それでは続いて2番目のですね、認定こども園について質問させていただきます。こちらの私のスタンスはですね、安全な場所に一刻も早く建設してほしいということの質問であります。まずその町長の考え方についてという前にちょっと前段のお話をさせていただきます。それぞれ両園ではですね、災害に備えて毎月1回避難訓練を実施しているとのこと。これについて、災害発生時には先生方も必死になって子供たちを高台に導いてくれることと思います。しかしですね、万が一1人でも取り残された子供や職員がいた場合、責任を問われかねる可能性もあります。また、仮に傍から責任を問われなくても、先生方自身が自責の念にかられることもあると思います。園で預かっている中で、津波により1人でも子供や職員の命を落とすことはあってはならないと思うし、先生方の残りの人生をつらいものにはしてはけないとも思います。そういった意味で、私は絶対に垂直避難をしなくても済む津波浸水域外に、建



設するべきだというのが私の考えであります。町長はこれまでですね、一切自分の考えを示さず、ワークショップや文教施設等の整備委員会に方向性を決めていただくとおっしゃっていましたが、町長の考え方が、先ほど壇上での考えはありましたけれども、一般の方にですね、今までは伝わっていないと思いますけれども、今後先ほどの男女の考え方は、例えば文教施設整備委員会等の開催にあたって、発言していくというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今、浅賀議員のおっしゃった言葉はですね、ぐすぐすと突き刺さってきますけれども、私は就任以来、浅賀議員が当初述べたような気持ちでずっとやってきました。ただ、いろいろな障壁があって、2転3転せざるを得なくなって、町の決めた方針に対してはですね、相当な批判を受けたというふうに思っておりますので、白紙に撤回をしてワークショップで今ご議論を頂いているというふうに思っております。ですから私は就任以来ですね、ずっと議員がおっしゃったように、垂直避難をしなくてもいい施設で作らせてほしいということを訴えておりますので、今さら町長がそういうことを言わないって言うことを言うと、とても心外でなりません。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。町長はですね、結果的に今までの発言を撤回したということになると思います。私は言わないで、方向性を決めていただくって言ったものですから、その方向性を決めていただくためにもですね、ガイドラインというか、最低ここだけはお願いしますっていうことの中でですね、お任せするべきだと私は思います。それから、今まで指定されたっていうことは、進め方の指定であって、そこを選定したことに対して、先川地区の農地についてはありましたけれども、別にそういったことの指定じゃなくてですね、やっぱり先ほどの繰り返しになりますけれども、進め方の指定であって、何ら町としての責任としてですね、やはり子供の命を守るためには、やっぱりこう、ぜひともこういうことは最低でも守ってくださいっていうのは、やはり言うべきだと思いますけれども違いますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員が言うことがですね、違うとか違わないとかという立場には私はありませんのでそれは申し上げませんが、町の方針としてはずっと同じことを一貫して述べておりますのでそのことをですね、ご理解頂けない状態でワークショップはやられていないというふうには私は思います。ただ、ワークショップの中でもですね、別に浸水区域内に建てて何が悪いんだということをおっしゃる方も当然いらっしゃるわけですから私たちは、広く住民の意見を聞くようにということですね、いろいろ文教施設整備の説明会のときにですね、言われた経緯が

ございますので、今回幅広く意見を聞けるようにワークショップというものを設けております。ですから、ここに私の私情は挟まないほうがよろしかろうということで、方針などについてはですね、皆さんにご議論くださいということで申し上げておりますので別に私が思ってることが伝わっていないというふうには思っておりませんし、逆に伝えることによって、また町のほうで何か物事を先導するののかということになっても困りますので、申し上げてないという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。これまでの町長はですね、やはりその子供預かる立場として子供の命を絶対守るんだって、そういう姿勢を今まで言ってきたわけです。私はそれ大賛成なんですけども、そういったことがですね、今はやはり聞かれなくなったっていうのは残念に思います。これはあくまでも意見であります。続いて、認定こども園の移転時期の目安ということでお伺いします。一つ目安を設けるメリットとしてですね、町としては、責任感をより強くして進める意欲につながると思います。また10月の臨時議会において、子供園の設備修繕に対する補正予算も提出されましたが、両方の園ともですね、建物や付属設備、それから遊具等の大変老朽化が進んでいる状況ですので、今後もしろんな修繕が必要となると思いますが、建設時期をある程度の目安を設けることによって、計画的な管理ができて、経費削減を図ることができると思いますので、そういった意味でもある程度の目安をですね、設けるべきだと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 物事が進んでいないのに日程的な目安を言うことはできません。もうそもそも場所が決まってないわけですから、決まってから早くても2年ということで壇上では答弁させていただきましたけれども、決まっていないのに私がまた教えると言うとですね、またそこでいろいろな軋轢が生まれますから、その辺はよくご理解をしていただきたいと思います。当初の計画で議会のほうの否決が2回ありましたけども、あれがなければもう来年の4月には開校なんですよ。ですからそういうことも踏まえた上でご質問頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 建設地が決まってから2年は要するということは先ほど壇上の答弁の中で分かりました。この中でいかに早く進めるかっていうことは、その建設地を決定する期間をいかに短縮させるかだと思います。そういった意味で先ほど、ワークショップに関して壇上では、認定こども園については協議は終了するっていう答弁でしたので、認定こども園について、早くですね、

文教施設整備委員会を開催して、議会の決定を急ぐべきだと思いますけども、この辺の考え方はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私が聞いている限りですと、ワークショップでは1案には絞り込めなかったというふうに聞いておりますので、その案をですね、町のほうで勝手に1案に絞ることはできません。ですから文教施設整備委員会をお諮りをしてですね、なるべくであれば一つにまとめていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。委員会の進め方については、先ほど壇上でも申し上げましたように、一刻も早く場所が決まるように、をお願いをしたいと申し上げたところでございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君

○2番（浅賀元希君） はい。答申の中でですね、今町長は1個に絞ってほしいというようなニュアンスでしたけども、私はですね、これは1個に絞るべきではないという考えです。というのはですね、最終的に議会のほうで議決しなければなりませんけれども、仮に1個の場合、否決された場合、それまでのですね関係者の方の議論や時間が無駄になるだけじゃなくてですね、また認定こども園の問題が進まなくなります。それを防ぐためにですね、私は進め方としては、答申はあくまでも数個、複数の候補地を出していただいて、その先にですね、議会全員協議会で協議の上絞り込んで、最終的な議会に諮るべきだ、そういった進め方がいいんじゃないかなと思いますけども、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その辺はですね、浅賀議員の一つのご意見としてお伺いをさせていただければというふうに思います。逆を言うとですね、議会に2案を示すとはどういうことなんだと。どうやってこれをですね、議論するんだっていうことを、もしかしたらおっしゃる方もいるかもしれませんが。逆に、議会の中で場所を決めたいということであれば、別に議会のほうで常任委員会、当然二つあるわけですから、文教は第1が所管になりますんで、そこで全議員を集めてですね、今までのこのワークショップのご議論などを聞いた中で、また今まで当局がですね、ルール説明してるかと思います。場所の地盤とか、広さとか、いろんなものをお示ししてきたかと思いますんで、別に文教施設整備委員会のお答え云々ではなく、議会としてはここがいいんじゃないかということを出していただいてもよろしいんじゃないかと。あえて当局のほうからですね、文教施設整備委員会から出たものだけを諮らなくても、そういったことは行えるんじゃないかとというふうに思いますんで、もし、適切な場所があるのであれば、議会のほうで煮詰めていただいて、1案で

当局に意見書でもよろしいですけども、出していただくことも可能ではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 議会のほうでですね、全く新しいものを出すんじゃなくて、やはりこれまでワークショップですとか、これからも文教施設整備委員会等で、本当にさっきも言いましたけども、それぞれ自分の時間を割いて一生懸命こう討論して議論してきていただいた話ですので、それを踏まえた中で、やはり議会としてやっぱり判断すべきだというのが私の考えであります。そういった意味で、それを尊重するためには、複数の候補地がいいんじゃないかっていう、私の考えですけどもいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから私が言ってるのは、新しいものを出してほしいということ言ってるわけではないんです。既にワークショップは終わっておりますし、複数の方が傍聴にも行かれておりますので、中身についてはよくよくご理解は頂いているものというふうに思います。公開されてますから、以前の白紙に戻す前の町の案についてもですね、いろいろな候補地を挙げて絞ったという経緯については、浅賀議員ももう2年半以上議員をやっておりますんで、内容についてはよく承知をされておるとおもいますんで、あえて文教施設整備委員会のほうで、1に絞らず2とか3を上げるのではなくてですね、今までの議論の中身を踏まえて、議会としてここはどうだという1案を出されてもよろしいんじゃないでしょうかということをおし上げたものでございます。ですから文教施設整備委員会のほうに、2案を出しなさいとか3案を出しなさいとかっていうようなことをしなくてもですね、議会としてできる対応はあるのではなかろうかということで、お答えをさせていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それではですね、⑤のところの東海地震東南海地震以外での津波警報が出た場合ということで、これはですね、まさに、この間の土曜日の夜中にあった、ああいったことを想定しました。この間の場合は注意報でしたけども、あれが警報で認定こども園で子供たちを預かっているときの対策としてどんなものがあるかということで、先ほど壇上ではですね、マニュアルをつくってありまして高台に避難して、保護者に緊急連絡を行い安全を確保をした上で、引渡しを行うということですけども、そのほかのですね、対策として現状では伊豆海認定こども園は忠魂塔広場、それから仁科こども園では園舎の屋上に避難場所となっていますが、これがですね、先程来か

ら言ってる雨や風の日、小さな子供たちが外で過ごすことは大変だと思いますけども、こういった対策はとれているんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 対策がとれているかいないかと言われればとれておりません。当然、屋上でございますので屋根はありません。忠魂塔については、たしかテントがありますので、それは雨が降っていたときには広げていただければというふうに思いますが、逆に風が吹いているときに雨が降っていると、テントは飛ばされるという可能性もございます。で、そういったことがありますんで、垂直避難すらなくていいような高いところにですね、園また小中学校については建設をしたいということで、町は取り組んできたものでございますので、なるべく新しいものについてもそういったものが私は、望ましいというふうに思っております。ただ、先日の注意報については、これが日曜日だったんで、そういった対応をとりませんでしたけども、平日の日中お子様をお預かりしているときに、仮になった場合はですね、時間的余裕がある場合には、移動することが可能になります。そういったときには、小学校の3階をお借りするとかですね、そういったことも今後考えられるのではなかろうかというふうに思っておりますので、そこは今後、認定こども園などしっかりと協議をさせていただいて、ケースバイケースで対応したいというふうに思います。また時間的に余裕があるときには、保護者に引渡しをするということも引渡し訓練を常日頃行っておりますんで、そういったものでも対応できるのかなというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません、教育委員会事務局から、今の答弁について何か補足はありません。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。仁科小学校を間借りするというお話がございました。これについては今年度ですね、認定こども園のほうでそういった避難訓練をやってみようということで、今検討しているところでございます。それから、伊豆海認定こども園につきましてはですね、田子神社の中に入るということを承知していただいているということでございます。そして、そうした場合のほうはですね、備蓄品も同じところにあるということで、動かないほうが無難であろうというのが、考え方の一つあるかと思っております。以上です。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、仁科こども園のほうもですね、屋上にシートだとかそういったことで、雨受け対策ができてるっていうようなお話を聞きましたし、私も実際に見てきましたけども教育委員会事務局は、その辺は把握しておりませんか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） こちらは園からもですね、こういったものを備蓄しているという資料を頂いておりますので、今のところを人数分の備蓄品というのは確保されているというふうに捉えています。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。あの、その他の対策としてですね、私が懸念したことは食べ物関係ですね、通常の子供たちの非常食以外に、例えば、乳幼児のミルクですとか、それから離乳食、それからアレルギーを持ったお子様もいらっしゃるということでそれに対する食品、トイレ関係では、非常用のトイレのほかに紙おむつ等も必要だと思いますが、その辺の対策についてはどうなるのかお分かりでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。ミルクにつきましてはですね、現在対象児童がいないということで備蓄品の中には入っていないというふうに伺っております。それから、おむつとかにはですね、備蓄品の中にしっかりと保管されておりますので大丈夫だと。それからアレルギー児につきましてはですね、家庭から持参していただいて園で保管しているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。そのほかですね、議会事務局のほう、すいません失礼しました。教育委員会事務局のほうに、園のほうからですね、何か要望等は入っておりませんか。防災対策に対して。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今のところ直接そういったものは私のほうには来ておりません。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。質問は以上で終わりますけども、今回のですね、認定こども園について答弁は私自身両方の園長さんとお話をさせていただいたり、現場を見させていただきまして、認定こども園の先生方が一生懸命日頃訓練をしたり、非常時への備えを綿密に行っていることは理解できました。ただ、これも行政に対して繰り返しになりますけども、1日も早く

保護者を安心させるとともに、先生方の負担を軽減させることができる、安全な場所に新たなこども園を建設していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

---

◇ 9番 堤 和 夫 君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、堤和夫君。

9番、堤和夫君。

〔9番 堤和夫君登壇〕

○9番（堤 和夫君） それでは、議長のお許しが出ましたので、壇上より一般質問を行います。

私の今回の一般質問は、3件でございます。1、国県町道の管理について、2、仁科川河川の親水公園の管理について、3、日経採石場跡、跡地緑化についての、この3点でございます。

それでは、通告書に沿って質問いたします。①国県町道の管理について（1）草刈り、剪定について。国県町道の草刈り、剪定については、実施する時期が、草の丈に対して遅いように感じるが町長の考えは。また、シルバー人材センターが実施したところはきれいになっているが、間の県が管理する箇所、草刈りがしてない箇所が多々散見される。同一箇所の草刈りは、1度に行い効率を上げるべきだと考えるが、町長の考えを伺います。

（2）道に被さっている木々の切断・除伐について。道に被さっている木々の切断、除伐については、防災上の観点からも早急に行わなければならない。特に、電柱を覆っている木々や、町県道の狭い箇所では、バスやトラックが木々に当たるので、センターラインからはみ出しているのはよく見かける。木々の切断、除伐の促進は考えているのかを伺います。

（3）崩落して崩落・落石している道路の修理について。崩落落石している道路に関しては町の立入禁止の看板がよく目につくが、なかなか改善されない。期限を定めて町民に告知し、安全な道路にしていきたいが、町長の考えを伺います。

(4) 路肩の白線の管理について。道路の路肩の白線が消えている箇所や薄くなっている箇所が多々見受けられるが、今日の自動車は、白線を感知する機能を搭載した車が多い。交通安全のためにも、路肩の白線はきちんと管理したほうがよいと考えるが町長の考えを伺います。

2、仁科川河川の親水公園の管理について。(1) 中区寺川親水公園の管理について。中区寺川親水公園は、草刈り作業をやらなくなって久しい。親水公園とは名ばかりで、もう少し手を入れたほうが良いのではと考えるが、町長の考えを伺います。(2) 一色区堀坂町内会広川原親水公園の管理について。一色区堀坂町内会広川原親水公園は、現在残土置場となっている。県管理なので、町は何も言えないのかもしれないが、せめて、いつまで残土を置くのか、町内会に説明があっても良いと思うが、町長の考えを伺います。

3、日軽採石場跡地緑化について。(1) 残置森林等の維持管理協定書締結について。(株)日軽興業と一色区(一色町内会)と静岡県賀茂農林事務所と西伊豆町4者で締結された残置森林法は、令和5年6月28日に(株)日軽興業、野村専務取締役の出席を仰いで、今後の採石跡地の緑化問題について、話し合いが開催されました。それによると、会社側は緑化は済んでいて、残置森林等の維持管理協定書はもう締結しないとのことでした。協定書の第9条で(株)日軽興業は、この協定の期間が終了したときは、静岡県賀茂農林事務所、西伊豆町、一色区と協議して、この協定の内容に準じた協定を締結するように努めるとありますが、西伊豆町の立場はどうなっているのか、町長に伺います。

(2) 一色町内会の旧山道(赤線)について。採石で山を削ったため、昔、通っていた山道がなくなってしまった。一色町内会の山に行くには、(株)日軽興業の私有地を通らなければならなくなったが、(株)日軽興業は通さないと断っています。残置森林等の維持管理にそぐわないと考えますが、町長の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長(堤 豊君) 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長(星野浄晋君) それでは、堤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。まず大きな1点目の国県町道の管理について。(1) 草刈り剪定についてでございますが、こちらについては国県道の管理は、県の担当でございますので町のほうからは草刈りをお願いする以外に方法がございません。町道に関しましては、就任後、土木作業員を増やし対応はしておりますが、地域要望なども高齢化や担い手不足のため、本来地区で行っていたものを町に依頼されることが多くなっているため、そちらの対応もしておりますので、手が回らない状況でございます。あまりにも見苦



しい状況になってしまった場合につきましては、シルバー人材センターさんにもお願いをして、草刈りや清掃活動は行っております。

次に（２）の道に被さっている木々の切断・除去についてでございますが、国県の取扱いにつきましては（１）と同じでございます。町道に関しましては、既に順次危険箇所を優先的に実施しております。

（３）の崩落・落石している道路の修理については、今後も適切に完了していきたいと考えております。

（４）の路肩の白線の管理についてでございますが、道路全体の整備に関し、優先順位の高い業務を先に片付けたいと思っております。

次に大きな質問の２点目、仁科川河川の親水公園の管理についての（１）中区寺川親水公園の管理につきましては、仁科川の管理は県になりますので、県に対し適切に管理するよう申し伝えます。

（２）の一色区堀坂町内会、広河原親水公園の管理につきましては、（１）と同様でございますので、県に対して適切に管理するよう申し上げます。また、現在二つに分けて盛土してある土砂については、上流側のものについては雲見の災害土砂を仮置きしてあり、令和６年度の他工事で流用する予定のため、片付くのは令和６年度中になる見込みというふうに伺っております。また下流のものにつきましては、12月から着工する仁科川の仮設工事に使用する予定で、令和５年度中には片付く予定と伺っております。

次に、大きな３点目の日経採石場跡地の緑化についての（１）残置森林等の維持管理協定、管理協定書締結については、私のところに来ている情報でございますけれども、一色町内会の環境保全協議会で、この問題はもうこれで終わりにしたいということの採決を行い、賛成多数で終了したと報告が上がっているため、一色町内会としての統一見解を重視し、町としても、この間、この件に関しては終結したものと考えております。

次に（２）の一色町内会の旧山道（赤線）についてでございますが、こちらについては、昔あったと思われる鉦山側からの山道は公図上、一色町内会の植林地に接続をしております。私有地を通行しないでほしいということ、地権者が主張されるのであれば致し方ないと思います。ただ、森林管理の維持管理については、県道の斎場より少し下から登る道がございますので、そちらをご利用頂ければと思います。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

- 9番（堤 和夫君） 1番目の質問ですけど、町長の答弁。町道の草刈りの選定については実施。
- 議長（堤 豊君） 声が、すいませんマイクの近くをお願いします。
- 9番（堤 和夫君） 実施する時期が。
- 議長（堤 豊君） 立ってください、すみません。
- 9番（堤 和夫君） これ、立つべきことじゃなくて、私の一般質問に答えてないでしょ、町長が。答え。草の丈に対して遅いように感じるが、町長の考えが、言っていないじゃないですか。だから座って言ってるがですよ。再質問じゃないでしょ、まだ。町長の答弁をちゃんと引き出して、言ってくださいよ。
- 議長（堤 豊君） 失礼しました。町長。
- 町長（星野浄晋君） はい、その件につきましては、壇上で明確にお答えをさせていただいております。国県道の管理は県の担当でございますので、町のほうからは草刈りをお願いする以外に方法はございません。以上です。
- 議長（堤 豊君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） そんなこと分かってますよ、町長。あなたのね。毎日宇久須から、役場に通勤してるわけじゃないですか、ね。草の丈草が大きくなってんの、やってない。そういうふうになっているけど、どういうふう、そんな草ぼうぼう、そんな竹が高くなって、それをどういうふうにあなたは感じてるんですか。それを聞いてるんですよ。国県のあれなんか、聞いてませんよ。あなたのどういうふうを感じるって言うんですかって聞いてんじゃない。
- 議長（堤 豊君） 町長。
- 町長（星野浄晋君） 当然、県のほうは景観などについて、町に指導する立場でございますので、私たちは観光地としてそぐわないというふうに思っておりますので、円卓会議、また県に要望する機会には随時、国県道の草刈りをしてくださいというお願いをしております。
- 議長（堤 豊君） 堤和夫君。
- 9番（堤 和夫君） 私もね、2か月にいっぺん病気の関係で行ってるわけですけども、国のあれを県道、国道見てるわけですけどね。草の丈が大きくなってからやっているんで、もっとですね、早めにですね、草刈りをやれば、きれいな観光地でいれると思うんですけど、その辺はどうなんですか。
- 議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。月にですね、一度程度の形でやっていただければ、議員がおっしゃるように、きれいな状態が保てるんだらうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ですから、そういうふうにするんだらう早くやろうというふうには思わないですか。だから国や県に対して、もう少し早く草刈りをやっていただきたいというような、要望は出さないんでしょうか。その辺を要望していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そのことについては、先ほども答弁させていただきましたが、円卓会議も含めて県の方と会うときには草が伸びておりますので刈ってくださいというお願いは縷々してございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） まあその、視点が違うのでね、質問してることに結局、県と国のでやっていることだからっていう、大前提があるんでね。なかなか私の思っていることが伝わってないみたいですけどね。ちょっと前まで10月まで、ヤブカラシ、ヤブカラシっていうあれは、町長分かりますかね、雑草は、ヤブカラシはですね、路肩の生け垣に絡んでいましてですね。私が病院から帰ってくる間に、これはちょっと、観光地としてはみっともないなあと思っていたんですけども、ヤブカラシがですね路肩の生け垣に絡みつく前にですね、やっていけばですね、雑草も大分少なく済むと思うんですよ。観光地で、やっぱりね、コンクリートじゃ味気ないけども、生け垣が両側にありますね、本当に優しく、緑のそういう中に、観光地に来たなという、そういう気分になると思うんですけども、そういう、もうヤブカラシが、上に生け垣の上に行く前にですね、もうそういう草取りはやったほうが良いと思うんですけども、その辺はどういうふうに感じてますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。私もやったほうが良いと思います。ただ、県がやってくれないことには町のほうでは手が出せないという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は前回もちょっと、全協に病院行ったもんで、参加できなかったもんですけども、去年は、あれですか。国、国県から予算を頂いてないわけですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 国道の管理について、昨年度は、県からお金は頂いておりません。しかし、11月2日の全員協議会でご説明をさせていただきましたけども、来年度から下田土木

事務所からお金を頂いて町のほうで、草刈りの頻度を増やすということで、計画を進めているところでございます。生け垣の選定についてはですね、昨年度までまちづくり課のほうで所管しておりましたが今年度から産業建設課で管理をさせていただいております。費用的にも昨年の1.5倍ほどお金をかけて、草刈りのほうは、ごめんなさい、生け垣の剪定ですね、のほうは今年度はやっているという状況です。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでですね、1番最初の今、宇久須から自動車、役場まで車は走らせていただければ分かるんですけど、両側、非常にきれいになっていてですね、町の花ツワブキなんかも生け垣の下に見られるわけですよ。花のない時期に、ツワブキが花咲きますんで黄色の可憐な花が咲いてるわけですけども、そういうようなあれで、今は本当に両側はきれいになってるなと思うんですけども、10月頃ですか、こう見たときに私がヤブカラシのあれを見たときにですね、シルバー人材センターさんがやったところはきれいになっているんですが、生け垣も頭を揃えて切ってやってきれいになってるんですが途中の県管理のところは草が刈ってなくて、非常にシルバーさんがやったところはきれいで、県がやるところはまだ刈ってないからってということで、草刈りがしてないところが多々ある、そういうところをですね、今回そういう円卓会議で話し合うというんですしたら、一緒にやっていただいて、そんな草刈りが残ってて目立つようなところがないようにですねしたほうが、町のイメージアップ、いろいろなイメージアップでいろんなことで映画作ったり駅伝に町長が出たりですね、いろいろなイメージアップがあると思いますけども、私はやっぱりこの道のきれいなところというのは、非常に観光地として重要なところだと思うんですけども、そういうで1度にそういうふうな草刈りはできないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、国道の除草、県からお金を頂いて町でやるっていうのは昨年度にもそういう構想をして、当初、今年度当初からそういうふうにしようということだったんですけども、昨年度一応話が、その話がなくなってしまいました。しかしながら国道の除草については、年に1.5回分の予算しか、県のほうで持っていないと、しかし、今年度うちはどうしても、もっと回数を増やしたいということで、町費で草刈りのほうさせていただいているものになります。で、ゴールデンウィーク前とお盆、お盆前、それから秋の種が飛ぶ前ということで段階的に、3回草刈りを計画しております。除草の部分、県がやるべき部分については、お盆前は県の予算で一度県でやっていただきました。しかしながら、秋は、町の予算でやってます。予算の執行上どれぐらい、低木剪定に係るどれぐらい除草にかかるっていうのを町が把握するために、一応別々に

作業をやっていただくってということで、今回、シルバーさんに作業していただきまして、種が飛ぶ前にやってほしいということでこちらから依頼をかけてあったんですが、シルバーさんの都合もありまして、ちょっと除草のほうが遅れたというふうに、伺っております。すいません、ちょっと本当に議員おっしゃるように、同時にできればよかったと思うんですけども、その辺は、手続上の問題でちょっと延びてしまったということで、大変申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうしますと課長、私の言ってることは、円卓会議ではやればできると、こういうふうな考えでよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 円卓会議は、先ほど壇上でも答弁しておりますがずっと言ってます。平成29年の就任以来ずっと言ってますが、なかなか県のほうが予算をくれないんです。私たちは、年2回とか1.5回では物足りないんで、お金をくれば2回とか3回に増やしてやりますから、やらせてくださいって言ってもやらせてもらえなかったんです。やっと今年、それができるようになりましたんで、やってますけどもそのぐらい町は県のほうに積極的に言っております。ただ問題はですね、県のほうが予算がつかないんですよ。ですから、それも含めて伊豆中央道・修善寺道路の料金の徴収を伸ばしたいということも、多分いろんなところでおっしゃってたかというふうに思いますが、それに対して反対する方もいるわけですから、当然、草刈りをするにはお金がかかりますんで、どこからか財源を取らなければいけないというものでございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、その問題はね、いろいろな考え方があるわけですよ、私だって延長は反対ですよ。だって、修善寺道路、大仁道路ね、今年の10月でもう、無料化にするという計画でやってたんじゃないですか。だからそれは無料化なんなきゃちょっとおかしいですよ。そりゃあもう、置いといて。草のね、ただただ課長草刈りをすればいいっていうじゃないですよ。その言ってることは分かりますけど、種が飛ぶ前にやりたいとか、そういうあれは分かりますよね。最初の草刈り草取りで草を減らしておけば、種をつける草も減るわけですよ。だから、そういうアメリカセンダンだとかね。いろいろありますけども、最初にあれしておけば、草刈りを、重点的にやっておけば、そういうふうな種が飛ぶ、草が少なくなる、こういう考えで草刈りをやられたらいいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど申し上げましたように、ゴールデンウイーク前とお盆前に、当然、伸びないようにとかきれいに除草しております。議員のおっしゃるその種が飛ばないように除草するというのはどういう方法なのかちょっと私も存じ上げませんが、お客様が来る前までには、きれいにしたいということで作業をさせていただいております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） どうも何か、従来と変わらないようなことをやって、国道が年1.5回分、県道が1回分しか持って少ないと、これを増やしてくださいと。これは毎年、今町長が言ったように要求しているけど、県道国道県道の予算がおりてこない。だけど、これおりてこないならばやっぱ町の予算でやらなければならない。これは観光地として町長あれじゃないですか予算も増やしてヤブカラシかなんかが生け垣に這う前にですね、もう1回ぐらいは増やして、きれいにする、そういう気持ち、そういう心構え、予算とる、そういうことはないんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほども答弁しましたようにそれがあるから今年3回目やったんです。1.5回から2回しか県はやってくれないんですよ。で、当然お金がかかりますから財源が必要になります。それを確保できなければ、結局その回数は増えないので、私たちは町のほうのお金を出してでもやってるんです。県のほうがもっとやってくれば町はやらなくて済みます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だから、それでやってるわけですから、町でやるあれをもっと、そんな草が伸びてからじゃなくて、早め早めにできないんですかという質問です。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 本来、国県がやるものを間違えるというのはおかしい話じゃないですかね。本来、国県のやるものですから。それをやらなくて町がやり始めると国県はやらなくなりますよ。そうすると全部国県道町、ちょうど全部町の持ち出しでやるんですか。やはり、そこは線を引かなければいけないというふうに私たちは思っておりますので、国県のやるべきことはしっかりとやってくださいというお願いをしております。足りない部分については町でお金を出してやっているという状況です。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 何回も同じあれなんですけどね、生け垣ぐらいやってるだから、来ないから町のお金を持ち出してやってるっていうんでしたら、町のお金でやる場所をもっと早くにや

ったらいかがですかってこう言ってんですけど何かかみ合わないもので、それですね、じゃあその、草刈りをですね、終了した後の点検作業、こういうことはやっておられるんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、今年度、国道については、シルバー人材センターさんに除草していただきました。着前着後の写真を提出していただきまして、我々もあの毎日宇久須まで通勤してますので、その後草刈りの状況というのを確認して、おります。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） じゃあ点検作業はやられてると。こういうふうに考えてよろしいんですね。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 完成検査という形ではないですけども、随時草刈りを依頼した箇所についてはですね、確認をしている状況です。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで、シルバー人材センターさんとか町の業者さんとか分けて県道は、土砂が崩れてるところがあるから、土木業者さん、で普通のところ、県道国道、国道ですね、国道、町はシルバー人材センターさんに頼んで、あとは、町の土木作業員の方も5名いるというわけなんですけど、この方たちも忙しいっていうんですけど、この方たちに草刈り草取りというようなことは頼めないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 除草作業だけであれば、建設課作業員、それからシルバー人材センターさんでいいんですけども、土砂が出た場合ですね、土嚢処理というのもございまして、やっぱりすごく力が要る作業になります。そういったものを土木業者さんに依頼していると。草刈りは基本的には、建設課作業員で、町道の草刈りを対応しております。しかしながら、草の繁茂する時期っていうのは、依頼が殺到します。どうしても、例えば公共施設周りの草刈りをやってくれと言えばそっちを優先しなきゃならないというようなケースも多々ありまして、建設課でどうしても草刈りをやってほしい時期にできない場合については、やっぱりシルバーさんに手を借りてやっているという状況です。しかしながらシルバーさんも、やはり個人の方から草刈りの依頼というのはその時期に殺到するというふうに聞いておりまして、なかなか繁忙期のそういった調整というのがですね、難しいという状況にはございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 土木作業員の方5名いるということなんですけどね。あまりこう土木作業員の方がどこやってるかっていうのはよく分からないし、土木作業員の方町で雇っている方には、何かこう目印のある夕焼けとかそういうものを、制服を着ていただいてですね、町の作業員さんがやってくれてるっていうようなことで我々にも分かりやすくなるようなこういうようなことはできませんか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 可能だと思いますので、そこを検討したいと思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 1番目の質問でもう半分使っちゃみたいになっちゃうもんで、次いきます。道にかぶさっている木ね、これ、これにも町長の考え、木々の切断、除伐の促進は考えているのかを伺うということなんですけどこれ、町長は除伐、木々の切断除伐の促進は考えているとっていいんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上でも申し上げましたが、国県道の取扱いは（1）と同じでございますので、国県に適切に管理するようにお願いをするしか方法はないと思います。町道に関しましては、順次危険箇所を優先的に実施をしているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） でもちょっと、そうは言う言いますけど国権、国の国道も県道もね、我々の生活に直結してるあれじゃないですか。ですからその辺はね、分けないでやっぱり、道路を、電線に例えばかぶさっている、木々、そういうものが分かったら、切ってくださいということで国・県にすぐに、要求したらいいと思うんですけども、登っていただければ分かりますけども、59号線伊東西伊豆線なんかもう、結構、電線に木々が被ってますよ。これは、東電かN T Tか分かりませんがね。それは、積極的にみたら県に言って、来ていただきたいと思いますがそういうことはやられてるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど申し上げましたように、国県道の管理は県です。円卓会議の話もしたと思います。そこで同じように申し上げておりますので、県がやってくれるかやってくれないかは、県の予算次第だということになります。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。



○9番（堤 和夫君） えっとね、じゃあ県、ちょっとね、県国離れて、東電、民間の支援のほう、例えば東電もあれしてますし電柱は、N T Tも利用してますよね。そういう民間の支援のほうに頼むというのはいけないんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これについては当然、予算の審議の中でもう既に答弁をしているかというふうに思いますけれども、野畑の道路などについては東電さんと町のですね、森林環境譲与税を使った中のお金などを足して、既に伐倒なり、いろいろなものはやっているというふうに思います。宇久須のヒューマンビラの道も、確かやるような計画で、議会のほうには報告はしているというふうに思いますので、やってないわけではなくてやれるところから順次、民間の力も借りてやっています。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時47分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） じゃあ3番にいきます。町長の答弁は、適切、適切に管理していくという答弁でしたけども、適切ではないので、一般質問してるわけですけども、堀坂町内会に入る手前の山がですね、やっぱり落石があったので鉄管で山側に近づかないようにしていますけど、ここを山肌コンクリートで覆っているんですが木が生育していつ崩れてもおかしくないってということなんですけども、この辺の改良工事は県に要望しているんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） ごめんなさい、ちょっと場所よく聞き取れなかったんでもう一度場所の説明をお願いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） こっちから行くと、白川町内会に入る手前の山側だから旧堤建設堤建設じゃなかったっけか、あそこは祢宜の畑の堤君がやってた。あれに売ったよね。どっか東京か神奈川の人に売った。あそこの山側全部がコンクリートで覆われてるわけだけど、もう木々が生えちゃっ

て上から落石があって、鉄管でやってあるんだけどカーブの手前だからあそこを避けて道路を膨らんでくると、こっち側がカーブだから結構ぶつかるそのところです。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 静岡県さんもコンクリートの吹きつけ法面の定期点検というのをやっておりまして、昨年度ですかね、一色と堀坂の間のカーブの所の法面は補修をしました。今おっしゃってるのは、堀坂と岩谷戸の間のあのカーブのところについても、その点検で危険箇所だよということは県のほうで把握されていて順次やっていくというお話は何っております。町のほうから要望云々ではなく、県事業としてですね計画的にやっていく、いかれるものだというふうに認識しております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） えっとね、よく聞き取れなかったんだけど、結局じゃあそこは今時点じゃ町は県に要望しないってこと。県がそういうあれを調べてるっていう、あそこね、もうなに、水を逃がすパイプからすごい木が生えたりして、もうすごい状態になっているよね。だから、あれを切ってもらいたいんだけど、切りもしないし直もしないし、そのままずっとほったらかしてあるんだけど、その辺はどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 県が危険箇所を把握していなくて、町のほうでここをやってくれという要望の類いではなく、県が、自主的に点検して、ここは危険だということで把握されてバリケードを置いてあるものです。なので静岡県のほうで計画的に、これからやって工事をさしていくものだというふうに認識しております。そこを何て言いますかね、再度、早くやってくれってことで町のほうで要望を上げるということは可能だと思いますけども、もう一度ちょっと施工計画みたいなものは、静岡県に問合せしてみたいと思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それ早くやってくれっていう要望が出来るんでしたら県に要望してください。一つ、それじゃあ町道に関しても、うん。例挙げたいんですけど、町道白川線の崩落、あれも三角が置いてあってもう久しいんですよ。これ、建設課長よく分かっていると思うんですけど、大水でしたから崩落したところですけども、あそこはでも私見に行って岩盤なんですよ。岩盤ですので、もう、三角の木のあれ、あれなんていうんですか。三角のね、あれ置いてあるそこまでもうガードレール、やっちゃって狭い道になりますけど、安全の部分まで、ガードレールをやっちゃっ

て町道狭くしたらどうですか、ずっとあのままでね。いるんですけどね風水害でやったときから、それはどうなんですか。そういうふうなことはできないんですか、下あれ岩盤ですよ、道路ね。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、あの岩盤の上に石を積んで石積みにしてですね、道路ができていう構造なんですけど、少し前その岩盤に入っていた木が大きくなって川側に倒れたと。現状見ますと、岩盤の部分がオーバーしてるんですよ。なので、やはりそこは、工事すべきだろうというふうに今結論づけております。ちょうど白川の川と町道の境目で起こった、崩落でありまして、どこまで県でどこまで町だっというの協議をしたわけですけども、道路の法面とみなされる部分については、やっぱり町でやってくれという話になりまして、来年度の予算で、そこは計上させていただく予定でおります。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それではですね路肩の白線これは、県が一生懸命予算を2023年で、緊急交通安全対策事業費としてこれ10億円、計上して白い白線を引いてんですけども、これはご存じでしたか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 予算規模についてはちょっと存じ上げなかったんですけど、白線を国道・県道を引き直すっていうことは、引き直しているということは、認識をしております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町道は、引いてあるところもあるし引いてないところもあるんですけども、町道の白線の考え方はどういう考え方をしておりますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上でもですね、答弁させていただいたんですけども、道路全体の整備に関してですね、優先順位の高いものを先にやりたいと私たちからすると、同じ予算があるのであれば線を引くよりは先ほどの草刈りであるとか、支障木を切るとかですね、そういうことをやったほうが住民のためになるんだろうというふうに思っておりますんで、全部が終わって白線を引くのであれば、いいんでしょうけれども、そういったものが残ってるのにですね、白線のほうを優先するということはありません。ですので、これについては優先順位は相当、低いのではないのかなというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) これ質問したのはその自動車の、向上しているということと、県が22年、3年度で10億円を計上したというニュースがあったもので、そういうものを利用すれば一色町内会 はちなみに白線、引き直してくれてですね、きれいな白線になってます。それでは、次の仁科川中 区寺川親水公園の管理、これ県のあれですから、町長、何も言えないのかもしれませんがでもで すね。これ、今課長海名野橋から上の土手ですけども、草刈りが入ってるんですけど、私が通 告書を出した出してからその草刈りが始まったんですけども、これは県の管轄ですか。

○議長(堤 豊君) 産業建設課長。

○産業建設課長(久保田寿之君) ごめんなさい、ちょっとその件は私は承知しておりませんでし た。県は、河川内の草刈りの予算というのを持ってないですね。なので、やっているとすれば町のほ うか中区の有志でやっていただけるか、どちらかというふうに思います。

○議長(堤 豊君) 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) それ課長、おかしいじゃないですか。だって築地橋から下は、もう西伊豆 病院の前まで草刈り終わってるじゃないですか。それで、そこが終わったから、海名野橋から上に 来たんじゃないんですか。

○議長(堤 豊君) 産業建設課長。

○産業建設課長(久保田寿之君) 築地橋から下については、浚渫の工事の準備で草刈りをやった んではなかろうかというふうに思います。

○議長(堤 豊君) 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) 課長、ちょっと明確な答えを出してくださいよ。それじゃ、寺川から、海名 野橋から上の土手を刈りだしたのはどこがやってるんですか。

○議長(堤 豊君) 産業建設課長。

○産業建設課長(久保田寿之君) 先ほど申し上げましたように、ちょっと承知をしておりません ので、では後ほど調べて誰がやってるか聞いて回答したいと思います。

○議長(堤 豊君) 堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) 次の2番目の堀坂のほうですけどもこれ先ほど、町長が答弁で詳しく言っ てくれたんですけど、こういうことをですね、町長やる前に、堀坂町内会長のほう、例えば一色区 長なり、堀坂町内会長に、こういうことで残土を今何ですか、松崎の、雲見のあれが来てるとか、 貸してくれとか令和6年で全部、きれいにするとか、そういうことは、使用する前に、県の持ち物 だからとして、町内会長、堀坂の町内会長とかには、通知しないんですか。

○議長(堤 豊君) 町長。

○町長（星野浄晋君） 県のやってることに対してですね、町に通知をしないのかというふうに言われても、私たちは存じのところで行われている話でございますので、分からないわけですよ。先ほどの草刈りもそうですけども、県のことは県に聞いてもらわないと私たちは困るわけです。議員から質問の通告が出れば、当然私たち県に聞かなければいけません。でも議員が直接聞くこともできると思うんです。県は、私たちにこれを言わなければいけないという義務がなければ、多分町のほうには情報は落としてこないで、そういったものについて堀坂町内会に説明をしろということであれば、議員が県のほうに言って、町内会にはそういうことは伝えてあるのかということを書いていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 先ほどそれじゃ、町長は壇上で答えてくれた、それはどういうふうな過程で情報を得たわけですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員から通告が来ましたので、担当課が県のほうにどうなってるんだというところで問合せをしたというものでございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ですからね。私が通告したから調べました、じゃなくて、置くときにですね、こういうあれですから置かせてくださいって、それは県の持ち物だからあれかも知れませんがね。河原にね、県はね、川をきれいになんていうね、看板立ててるんですよ、堀坂の。そのところに親水公園とかに、自分たちでね、残土を置いて景観を見にくくしてるんで、これちょっとおかしいじゃないですか。これ町長は県に強く言えないんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私を別にかえす必要はないと思うんですよ。そもそも県が県の場所に、県の事業でやってるわけですね。西伊豆町の工事で、そこに置かせてくださいって言って県にお願いをして、堀坂さんにもちょっとご協力頂きたいとかっていうのであれば説明する責任とかあるのかもしれませんが、先ほど壇上で申し上げましたように、上流側は雲見の災害ですからこれ当然、県の仕事です。県の仕事で県の管理する河川に親水公園ですね、物が置いてあるわけですから、町は一切介在しないわけですよ。ですから、その情報すらないわけですよ。ですから強く言えないのかと言われれば、そういうご意見がありましたということは申し上げることはできますが、別にこれは直接議員が県のほうに、いうこともできるわけですから、そうですよね。ですので、あえて私を返す必要はないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうやってね、町長はもう一つのことが受けるとそれは県だからそれは国だからってね、逃げちゃうんですよね。僕ら言われるわけですよ。そこにね、残土が置いてある、何で残土が置いてあるんだと。いつ撤去するんだと、先ほど町長が言われました議員が聞きにいつでもいいんじゃないですかと。うん。それはいいですよ。私だっていきますよ。だけどね、置く時にね。そういう、直接関係がある堀坂の町内会長なりに、一言、置くよって言ったほうが世の中うまく回りますよ。批判は私が受け止めますけどね。何で置くんだって、私のところへ来るわけですから、それはいいですけど、あと1つ寺川親水公園のあれで言い忘れたんですけど、草刈りはじめてますけど、今土手までを刈っていて下までを刈ってないんですけども、そういうのも下まで刈ってくださいという要望を、西伊豆町からは出せないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） そのようなお話も住民からございますので、お話はしております。しかし、先ほど言ったように、河川内の草刈りの予算というのがつかないので、できないというふうな県の回答でございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、3番目の日軽の採石のほうに移ります。確かにね、賛成多数で一色の町内会、山見した後、あれを賛否をとりましてですね、賃貸借契約ですね。これは終了したと。ただ、緑化に関しては日軽さんにもこれからも努力してもらいたいという、こういう、一つの要望は、出てるわけです。これは4者で話し合いしないままですね。4者、4者というのはトップですよ。日軽興業と一色区と静岡県農林事務所長と西伊豆町長、4者ですね。残置森林等の維持管理協定書を結んだわけですよ。決をとったところに誰1人トップはいないんですよ。一色町内会としては、今さら賃貸契約はもう日軽興業が、やらないというんですから、もうそれはもう賃貸契約、更新は、難しいなというようなことで、皆さん手挙げたと思うんですけど、この緑化ですよ、緑化。これは、町長も見てもらって、本人が来てないから緑化がどんだけ進んでるかっていうのもわかんないと思うんですけども、建設課長が見てるわけですけども、あれで緑化が進んだ、取りあえず皆さん一色橋からね、見てくださいよ。ひどいもんですよ。結局、犬走りに植栽しなさいっていう、そういうようなことも何もやってないんで、犬走りからですね、木々なんかが生えてないわけですよ。ですから、採石したそのまま石肌が見えている。こういう状態なんで、緑化賃貸借契約は済んだ。緑化に関しては、もう少しですね、4者で集まって残置森林法の第九条、これに従って、やっ

ていただきたいと思うんですけども、その辺はもう賃貸借契約が終わったから、もうやらない。こんな感じですか。町の立場としては。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 私含めその堤議員も一色区長さんもね、昨年12月からその問題はずっとやっていて、結局、維持管理協定が法的義務を負わないとか、紳士協定だよと。何で継続するかどうかっていうのは、日軽さんのほうの意向を調べようと、町も県も、仲介役としてそこに入るのはやぶさかではないということで、そういう立場で、日軽さんにずっと交渉してきて、決定権のある日軽興業の役員の方が来ていただいた際にですね、その辺の意思の確認というのを堤議員も居る場でですね、お話をして、それは向こうはもう継続できないという明確な回答があったかと思います。しかしながら、一色町内会の現地を見てないということだったので8月20日に現地を見に行き、それについて、あと、賃貸借の話ですよ。賃貸借契約のお金の支払いという部分の決を最後にとって一色町内会で了承していただいたというふうに町のほうは認識しております。

○議長（堤 豊君） お静かにお願いします。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これね、課長はそういうふうに言うけど僕は昨日町内会長、現町内会長に確認してきた。賃貸借契約は確かに決をとって終わってる。ただ、緑化はしてくださいよということは日軽に言ってますとね。だから、全部が終わらせるんだったら、町長、4者、残置森林運営等の維持管理協定証を締結した4者が全部集まってね。これで終わりにしたいというようなことで、話し合いしないとまずいんじゃないの。そっちは、賃貸借契約はそれで議決したから終わってるけど、緑化のほうは終わってないよ。その辺の考え方おかしい。久保田課長。あなただけじゃん、西伊豆町の、あなたとあと部下が3人ぐらいいたか。環境課長と、うん。だから、それでも昨日電話ではもう全て終わってるみたいな発言があったけどさ。そうじゃないよ。その賃貸借契約は終わった。ね。増額してもらって、緑化あなたあれで済んでると思ったの。思ってる。一色橋から山を見て緑化になってるって思ってるの。それちょっと。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 8月20日という1番草が繁茂する時期に、現地を皆さんに確認していただいて、私はその場にいる方、現地にいる方に、全員ではないですけど何人かにご意見をお伺いして、これで、しょうがないなというような、皆さん認識だったんだらうなというふうに、私はその場で認識をしております。そして最後の決のところですね。残置森林法、残置森林の協定

も含めて、全てこれで終了するという、ごめんなさい。森林の協定と賃貸借の増、お金の支払いです、それをもろもろ含めて、全てこれで終了するっていうことで、年度末までの賃貸借料の支払いを応ずるということを条件として終了したと。いうふうに私どもは認識しております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それはね、あなたがね、残地森林等の維持管理協定書にあなたが判子を押してるんだったらそれだったら、今の意見でも通りますよ。判子を押してるのは星野浄晋君、町長、星野浄晋町長ですよ。ね。日軽だってね、あのときに、加藤所長しかいなかったでしょう。徳田昭さん、ね、社長日軽の。星野浄晋さん、西伊豆町長、当時の賀茂農林事務所長。岩谷戸の方で、一色のことなんか何もわかんない方が判子を押してるだけじゃないですか。だからね、第9条にあるように、判子を押した方々が、集まって、これで、緑化も進め対策もう進め、全体の日軽の一色の採石業は、終了します。これが本当の終了でしょう。そうじゃないの。

○議長（堤 豊君） はい。暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時20分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 改めてですね、残置森林等の維持管理協定書、これを見てみますと、第2条協定の期間、平成30年7月7日から平成これ35年、令和で直しますと令和5年、今年の7月3日までということで謳われております。この件については、議員もご承知だというふうに思いますんで、あくまでもこの協定書が存在しているのは、令和5年7月3日までということでございます。ですので、ここに押している4者の判子の効力についても、当然のことながら法的には令和5年7月3日までというものになろうかというふうに思います。ただ、第9条におきまして、適正な管理に努めるということの協議は終了する前にしましよという事が書いてあるだけでございまして、議員のおっしゃる、協定書の期限はもう既に終わっているという状況ですから、それが今あるとかないかということにおっしゃるとするならば、協定書は、3日で期限が切れているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。



○9番（堤 和夫君） そんなことは分かってるんですよ。じゃあ町長言いますよ。町長ね。あなたね、昨年12月定例会一般質問の答弁ね、私の一般質問の答弁で、一色町内会と開発業者との土地賃貸借契約は、緑地化した土地や法面の保全管理が目的なので、双方が納得した形となるまで、継続することも考えています。町も協議の場に入り、令和5年7月までに詰めていきたいと考えています。こうおっしゃってるんですよ。やりましたかそれ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員もご承知だというふうに思いますけれども、私も含め産業建設課の職員、あと議員ほか何名か、一色町内会の方おられて、隣の健康増進センターの二階、保健センターの会議室です、いろいろお話はさせていただいたかというふうに思います。そのときに、議員もこの交渉のことについてはよくご承知をしておるというふうに思いますし、うちの職員と下田土木事務所の松崎所長のほうにも行っているというふうに思います。そのときの協議の内容も私は聞いておりますので、そのとき議員がおっしゃったことも聞いておりますので、私はこの締結が延期されないということは、議員が象徴していたというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 静かにしてください。

堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それはもうね町長も出て私も出てね、やってるわけですよ。残置森林法の9条読んでみてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 先ほど申し上げましたように、甲はこの協定の期間が終了したときは、乙丙及び丁と協議してこの協定の内容を準じた協定を締結するように努め、引き続き、残置森林等の適正な維持管理に努めるものとする」と書かれてございます。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だから、緑化が進んでないから、緑化するように、4者で、話し合われなかったんですか。それは緑化が進んでないということは、一色区長、一色区長からそういう発言はなかったんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一色の区長さんがどういう発言があったかということについて、私は詳細に記憶はしてございませんが、この締結するように努めという文言のとおり、私たちの担当課も議員含めですね、一色町内会の方と松崎支所のほうに伺っております。どうしようかということについては、議員を含めてですね、3者でいろいろ意見は交わしているというふうに思いますし、松崎

支所の見解も、よくご承知だというふうに思います。下田の賀茂農林にも行ったということは伺っておりまして、賀茂農林との話し合い、またですね、話した内容についてもある程度報告は受けておりますので、もうこれはしょうがないなど、的ですね、ことで話が進んでいるということは私も承知をしておりますので、当然期限の7月3日を過ぎればですね、これの締結は行われていないわけですから、地域自体がそもそも存在しない、という状態だろうと。それまでの交渉については先ほど議員がおっしゃったように、12月定例会で私が答弁したようにですね、担当課を派遣して、それがなるべくできるようにするにはどうしたらいいかということは、親身になって相談には受けていたというふうに記憶をしております。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長、判子を押した4者の方、残置森林法に、これは集まってもうこの協定はお終いですっていうような、そういう説明は、一色町内会にはしない。そういうことですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） しないではなく、期限が限られておりますので、そこが切れた時点で、終わりということを了解した旨の判子なわけですね。ですから、終わりましたということをあえて4者が説明にするということは、本来なかろうと、それが契約書だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ言っていていかどうかちょっと、公的な場だもんで、憚られることもあるんですけども、建設課長は知っていたかどうか知らないんですけども、賃貸借契約は5年毎やってたんですよ。ところが、この前の町内会長のときに、日軽さんのほうから、今まで5年ずつやっていた賃貸借契約を3、2年にしてくれと。こういうことで要望がありまして私の前の、町内会長はですね、こういうような残置森林法これがあることも知らなかったです。3年にし5年を3年にしても、次に、すぐ3年間継続して貸借を結んでくれると、こういうふうな説明を受けたもので、5年から3年にしたんですよ。ね。そしたら、その3年というのは、7月3日だった。期限が。騙されたわけですよ。2年間、そういうこともあったので、不信感がね、日軽最後終わるとき町長もね来ていただいて町内会が追われたときの復帰者のときの、復帰するときの調印式も町長もご足労願って復帰してるんですけども、そういうようなね、町内会終わるみたいなことをしといてですね。最後、その日軽の社長が来て、いろいろあったけども温泉も掘ったし、あれして今回で終わりますんで、一色町内会の方々にはご迷惑をおかけしました。この一言があっても当然だと思うんですよ。人間ならそう考えるでしょう。すごいね、町内会を割られるっていうのはね、非常にね、血肉を分けたみたいなあれになってるわけです。今だから、復帰した人たちも、なかなか元どおりに

は、なんないわけですよ。そういう不信感があるから、最後4社でね、こういうことをやったときには4社判子を押した方が集まって一色開きますよ。町内会の総会、臨時総会開けて言えば、そういうところに来てね、一言こういうわけこうなりましたと。そんだけ重みがあるんじゃないですか。西伊豆町長との判子として、日軽興業の社長の判子ね。僕はその判子にそれだけの重みがあると思うし、町長はそんな簡単なあれで判子を押してないと思うんですよ。だからそれに対する責任っていうのが、必ずある。だから大変なんですよ、町長ってのは。ね。多くのこと

○議長（堤 豊君） 堤和夫君に申し上げます。発言時間8分を経過しました。

○9番（堤 和夫君） 議長分かりました。発言の途中ですがこれにて一般質問は終了いたします。

○産業建設課長（久保田寿之君） いいですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほどご質問のありました、草刈り、海名野橋より上の草刈りについては、やはり町のほうでも依頼していませんし、県でも依頼をしていないということですので、地元の住民の方がどなたかがやってくれているのではないかと思います。それから町長から先程電線にかかっている木の伐採の野畑線のを森林環境譲与税でやってるといようなお話がございましたけども、当初そういう予定でございましたけども、譲与税の使い方として、ちょっとそれがあまりよろしくないということで、結局防災の補助金を使ってやった事業になります。そこだけ訂正させていただきます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時39分

---

◇ 7番 山田厚司君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告4番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

[7番 山田厚司君登壇]

○7番（山田厚司君） それでは、議長のお許しを得ましたので壇上より一般質問をさせていただきます。今回の私の一般質問は、2点であります。

1点目の子育て支援策の拡充についてであります。少子化問題については、国レベルで異次元の少子化対策が掲げられ最重要課題として取り組むことが示されています。例年の人口動態統計でも出生数は77万756人で、前年より4万80063人も減少し過去最少となったことが発表されました。全国各地の自治体そして西伊豆町でもその傾向は顕著であり、思考を凝らして子育ての支援策環境づくりを打ち出していますが子育て支援策の拡充について次の点について質問します。

（1）出産祝い金の拡充について。出産祝い金は支給要綱の目的にもあるように、時代を担う子供の誕生を祝うとともに将来の健やかな成長を願って出産祝い金を支給することにより地域福祉の向上を図るために設けています。全国でも多くの自治体を実施している支援策ですが、支給額については各々の思惑で差が大きくあります。西伊豆町では、合併当時の平成17年旧西伊豆町制度に統一その後支給増額の提言等もありましたが、変更されていません。昨今の現状を踏まえ拡充すべきだがその点どう考えるか伺います。

（2）育児用品購入補助制度の新設について。国が示す少子化対策の基本理念の中に、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、子供の年齢に応じて切れ目なく必要な支援が提供される総合的な制度体系を構築することが必要とされています。先進自治体では、子育てしやすい環境づくりに向けてあるいは育児に係る費用負担の軽減を図り多様な子育て切れ目のない支援を実施し、またそれを移住定住へのPRにつなげている例が見られます。支援対策となる育児用品は、おむつ関連商品、授乳関連商品等、対象年齢・補助金額等も様々ですが出生数が激減している現状を踏まえ制度を検討し新たな支援制度を構築すべきと考えますがいかがですか。

（3）保育ママ事業について。西伊豆町は、町内に居住する保育にかける児童の保育の充実及び保護者の多様な保育需要に対応するため保育ママ事業を行っています。しかしながら近年は、それほど積極的な事業運営実績等は見られないように感じます。事業の現状をどのように判断検証し今後の事業展開等をどう考えるのか伺います。

（4）ファミリーサポートセンター事業について。ファミリーサポートセンター事業は、地域ぐるみの子育て支援・仕事と育児を両立できる環境づくりを目的に「子供を預けたい方（依頼会員）」と、「子供を預かることができる方（提供会員）」が登録会員になり、地域の中で助け合いながら子育ての相互援助活動を行う有償ボランティア組織であります。援助する活動事例としては保育施設学校などの始業前または始業後の預かりや送迎・買い物・冠婚葬祭時等の預かりなどが主になりますが、全国でも令和4年には982市町村が実施している事業で賀茂郡下においては、河津町、

東伊豆町が既に開始しています。また国県から補助もあり負担割合は各々3分の1であります。西伊豆町も子育て支援策拡充のため事業を研究し導入すべきと考えるがいかがですか。

(5) 子育て家族が安心して外出できる環境作りについて。近年、乳幼児のいる家族が安心して外出出来る環境づくり誰でも自由におむつ替えや授乳できる環境づくりの事業を進める先進自治体が増えています。これらは赤ちゃんの家ベビーステーションと呼ばれ公共施設のみならず民間施設等とも協力して事業を実施。設置施設には、ステッカーやロゴマークなどで周知を図り補助対象事業として推進をしています。この事業は、地域住民だけでなく観光で訪れる方の支援につながる有効な事業であり、また設置補助制度にして町内業者振興にもなります。先進事例を調査研究し西伊豆町型の事業を構築すべきだがいかがですか。

大きな2番目として、自治会の担い手不足支援について。少子高齢化人口減少などにより自治会区町内会と呼ばれる各市町村に住む地域住民が住所を有する者の地縁に基づいて形成される団体の担い手不足は顕在化しており、全国的にも厳しい環境下において活動や行事さらには存在自体が危惧される状態であります。超高齢化社会の西伊豆町ではその傾向が顕著であります。その支援策を伺います。

(1) 土木作業員の拡充について。自治会の負担軽減については、これまでの議会においても同僚議員が何度か質問しており、今年の3月定例会において仲田議員からの自治会の担い手不足に対する支援策の質問に対し、区からの要望に早く対応できる体制をとるため令和元年度より産業建設課の土木作業員を3名から5名に増員しているとの答弁でした。区から要望の増加している現況を踏まえ拡充すべきだがいかがですか。

以上、明確な答弁を求め壇上での質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の子育て支援策の拡充についての(1) 出産祝い金の拡充についてでございますが、過去にも複数の議員から提案がされておりますが今まで合併後から変更されておられません。現在、来年度予算を編成する上で国の言われる異次元の少子化対策に移行すべく、見直しの検討が必要ではないかと思っております。現時点では明確な方向は決定しておりませんが、前向きに検討させていただければと考えております。

次に（２）の育児用品購入補助助成の新設についてでございます。こちらにつきましては、家庭によって置かれている状況が違うため新たな制度を設けるよりは先日の出産祝い金の拡充により対応するほうがスムーズではないかと考えております。

次に（３）の保育ママ事業についてでございますが、合併以前に旧賀茂村で実施されていた制度で、合併後も利用者さんがいらっしゃる間は運用しておりましたが現在は認定こども園の保護者負担もなく子供の数もないため既存の園で賄っていることと、一時預かり保育なども行っておりますので対応はできているものと考えております。

次に（４）のファミリーサポートセンター事業についてでございますが、議員のご指摘のとおりこの事業が運営できれば子育て支援策として大変効果的であると考えております。他市町の状況を把握した上で、本事業について調査研究し当町における導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次に（５）の子育て家族が安心して外出できる環境づくりについてでございますが、おむつ替えや授乳ができる環境は必要だと思います。まずは、町内や近隣市町先進地等の状況を調査研究し検討をしていきたいと思っております。

次に大きな２点目の自治会の担い手不足の支援についての（１）土木作業員の拡充についてでございますが、こちらについては高齢化はもちろんでございますけれども価値観の変化も地域活動を難しくしている大きな要因かと思っております。クリーン作戦には集まりますけれども、避難道の除草活動には世帯が多いのに出てくれる人がいつも同じで少人数しか集まらないといったご意見もあるというふうに聞いております。各地区の役員だけでなく住民の皆様で今一度活動内容を再検討していただき、どうしても必要だができないといったことを地域住民の意見として集約した上で、町に要望をあげていただきますようお願いをいたします。その上で、町としても手が足りないということになりましたら作業員による補助も検討いたしますが、現状では繁忙期にはシルバー人材センターを併用することで足りておりますので作業員の増員については今のところ考えておりません。

以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、一つ一つですね。再質問していきたいと思っておりますけれども、１番の出産祝い金については、概ね前向きに検討していただけるというふうな大変結構な答弁だったんですけども、この出産祝い金についてはですね、いろんなところでですね祝い金の金額とかですね、あるいは、あそこの町はいくら出したとか、この町はいくら出したそういったことばかりが

ですね先行してその額だけをとって額の多いところが子育てにすごく何ですか、力を入れてるっていうふうなことをマスコミが多くとったりする傾向があるんですけども、それと同時にですね今現状の制度はですね西伊豆町の制度は、第一子・第二子・第三子こういったものを関係なくして一律3万円とこういうふうな形になってるんですけども他の他市町を見ますとですね、第二子・第三子・第四子そのところに差額をつけているんですけども、今後前向きに検討してもらえっていう話ですけどもそのところで第二子・第三子っていうところで差をつけていくっていうふうな考え等はこの辺のところは今日は担当の課長もいないんですけどもそのへんのところはどうでしょうか、大まかなところで考えたりはしてないものなんでしょうか。いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃったように今現在西伊豆町は一律3万円ということでやっておりますが、賀茂郡他市町の状況を見ますと議員がおっしゃったような体制をとられているところが多いようにも感じております。ただですね、第一子・第二子・第三子で増えることによって金額も増やすと生まれるのかというとなかなか一概にそういうことでもないのかもしれないけれども、最近の合計特需出生率ですね、日本国内ですけども1.2いくつとかっていう数字でございましてもう限りなく日本が消滅していく段階に入っているように見受けられます。ですので田舎に移住をしてですね子育てをしたいという方がもしいらっしゃった場合には、ぜひ第二子・第三子・第四子という形でですね、他市に他市家族をつくっていただければですね、当然西伊豆町の人口の増加にもなりますし国全体の少子化対策のですね下支え的な数が少ないので対処するにはならないのかもしれないけれども、やはり国の言う異次元の少子化対策の一翼を担うこともできるのかなあというふうには考えておりますので、子供の第何子ということに関しては若干の差をつけることも必要なのかなというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それとですねいろんな、全国的な動向だったり他市町の先進地の事例を見てみますとですね、出産の祝い金というですね、これまではですねのべつ幕なしでですね現金支給っていうのがですねこれがほぼほぼ、ほとんどだったんですけども、全国的な事例を見てみますとですねこれがですね、現金ではなくて商品券で支給するような自治体こういったものもですね全国では広がってきているというふうなことも複数見られております。商品券ですと市内の商品商店で使うことができる、そういったことをですねやっていると自治体北海道で士別市がそういうことをやっていると秋田県でもやっていると岐阜県でもやっていると三重県でもやっていますよっていうふうな、そういったことがネット上なんですけども載っておりました。そういったことを

考えますとですね、西伊豆町に置き換えてみるとすぐにぽっと浮かぶのがサンセットコインはどうなんだろうかっていうふうなこともすぐ浮かぶんですけどもそういったことも踏まえている制度設計していくっていうことも考えられることではないかと思えますけど、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員がおっしゃるように地域経済の活性化も含めてですね、サンセットコインで支給をするということはとてもいいことだというふうには思うんですが、ただ前回、国が低所得者とか子育て世代の給付事業を行うに際してですね、地域的なそういったものがあればなるべくそれでやってくださいということを言ってきたんですけども、実際県内で地域の商品券的なものを使ったのはこの35市町中、西伊豆町だけでございます。ただそうは言ってもやはり他の市町が現金で配っているんでうちの町内の方もですね現金で欲しいという方がいらっしやいまして、蓋を開けたらサンセットコインを選択したのは1割に満たないというような状況でございますので、やはり配るんであれば現金のほうが利用者に関してはですね、使いやすいんじゃないかなというふうに思います。これは議員もこの後おむつの件が書いてありますけども、おむつとかミルクはですね町内のお店で購入することができますけれども、服とか靴とかそういったものについては町外に出てしかお店がないので買えません。そのときにやはり町内でしか使えない金券のようなものを渡しますと、やはり使い勝手が悪いのかなというふうなこともございますので子供のお買物するんであれば現金のほうがより使い勝手はよろしいのかなというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうなんですよね育児用品っていうふうなことになるのと私もこの1番と2番というのは、大体これ関連付けて考えたほうがいいのかっていうふうには最初思っていましたんでそうしたときにですね、やっぱり町内でおむつが買えるところはどれくらいあるのかなとかあるいはそういった乳製品関連のものを販売してる業者とか商店ってのはどれくらいあるのかなというふうに考えたときに、やっぱりこの制度っていうのはこの西伊豆町で制度設計するのはちょっと難しい部分もあるのかなというふうに思ったんですけども、お年寄りさんのほうの介護関係のほうのおむつの支給なんかがありますよね。あれの制度の設計のときに、通販で買った部分もオーケーだとあるいはネットで買った部分もオーケーだっていうふうなことが話があって、それならばそういったものも絡めて制度設計ができるんじゃないかなというふうなこともありましたんで、1番のあれと育児用品の購入の補助、特にそれぐらいの年代のお母さんほぼほお母さんだと思うんですけどね、そういうふうな用品を買うっていうか買う判断をするのはそういう人



ってのは大体今のスマホでありネットでありっていうふうな環境に慣れてる人ですんで、そういったところでいろんなところで自分の欲しいものであったりこのほうが安いあっちのほうが安いよっていうのでいろんな商品を見つけてくるのに長けているじゃないのかなって思うもので、1番と2番をセットである程度の制度設計してもらえるとすごく何ですか育児も出生もというふうなそういった施策に力を入れてくってというふうなことになると思うんですけども、2番に関しても町長今そういうふうに言われましたけどもその辺でネットなり通販なりっていうことをですね含めて考えれば制度設計は可能かなと思いますけど、その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、それも含めてですね地域通貨で行いますと当然そういった議員のおっしゃるようなネットでの購入はできませんので現金をお配りすることによって当然カード決済になるのか何か分かりませんが、購入したものについてのお支払いはできるんじゃないかなろうかというふうに思っております。ですので逆に育児用品のこれは補助制度です、何をしてくださいますかというふうなものを決めるよりは出産祝い金を膨らませて差し上げたほうが何にも使えるわけでございますのでそれで対応するほうが町としては対応がスムーズにできるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね。子育て支援策イコールこれがですね現状ではですね相当にですね移住定住策にもうほぼほぼ結構イコールに近いぐらいに繋がってきてるんじゃないかというふうなところで聞きますけども、移住定住っていうふうなですねネットのいろんな諸々を引いたりなんだりしていくと必ずですね出てくるのがうちは安心して子育てができますよっていうふうなフレーズが出てきたり、そういうふうなことで出てくる中にですねうちのやってる施策の中には子育て用品の購入補助がありますよ。生まれたときには出産祝い金もちろんありますけどもそこから1年間あるいは2年間その期間、子育て用品おむつのところも補助しますよあるいは乳製品授乳に関する用品もそんな多額じゃないですけども少しずつは補助してそういった育児に対する補助をしながらやっていますよ、ですからぜひともうちに移住して子育てするならうちの町我が町でってみたいなのをですね、強力でPRしながらやっているとところがすごく多く見られると思うんですけどもそういった意味からもやっぱりこれはセットでやったほうが効果があると思うんですけども、単純にその出産祝い金だけじゃなくしてここはセットにしてできれば制度設計していったほうが相乗効果が上がるんじゃないかと思えますけど、その点はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 子育て支援についてはですね、すくすく医療もそうですけどもチャイルドシートの購入などについても既に行っているものでございます。ただ議員がおっしゃるようですねいろいろなメニューを考えてということも考えられるわけではありますが、要は、それをやり始めますと仮に粉ミルクの助成をしようといった場合、じゃあ母乳の方は受けられないんですかとかですね紙おむつの助成をしましょうといったときに昔ながらの布のおむつのほうが子供のためにいいだろうとか思ってる人は受けられないというようなことも当然出てきますんでその辺は個別に対応するのではなくて出産祝い金を膨らませた中でですね、そういった粉ミルクであるとか紙おむつまた日用品の購入などについても対応できるような額に増額をして行ったほうが私は一保護者としてはありがたいのかなというふうにも思いますんで、最終的にはまだこれから協議をして煮詰めなければいけないとは思いますが、お母さん方ですねご意見もお聞きすることができればなというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 最終的には町長も言われるように子育てに関してはやっぱり1番のあれはお母さん方のご意見かなっていうふうなところでちょっとあれなんですけども、出産祝い金にしろですね、その要綱の手續の中にねどなたに振り込みますかとかっていう支給の請求書みたいなやつがありますよ。要綱ですか、申請の要綱ですかそれでいくとですね多分お父さんの口座に入ってくるのかなっていうふうに思うんですけども、普通に言って生計を同一にしていれば同じじゃないかっていうふうな感覚なのかなというふうに思いますけどもここでですね、例えば東伊豆町が出産祝い金を制度を変えたときには制度の内容をですね結構充実させたのと同時にですね名前もですね子宝祝い金とかいうふうな名前に変えたりなんだりしたんですよ。そういったこともありますが、西伊豆町平成17年から何も書いてないわけですからここで変えるわけなんですから、できればですね例えば支給先なんかもですね、お父さんの口座じゃなくして例えば今言われるように財布の紐を握ったりその子育てを1番やってるのはお母さんだから西伊豆町はお母さんのに支給してお母さんの労を労うとかそういったふうにしますよっていうふうな感じで打ち出すっていうことも、一考かなっていうふうには思いますけど、そういった考えとかいかがなものでしょうかね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、名称についてはですね、改めて変える必要はないのかなというふうには思いますけれども支給の先についてはですね議員がおっしゃるようないろんなご家庭がありますので、心配される事案ももしかしたら想定されるのかもしれませんが。ですのでちょっとそこは

ですね通常のように世帯主さんにということではなくやはり1番子供と接している方、中には男性のほうが接してる方もいるかもしれませんがもうまくそこをですね町のほうでとらまえて、確実に子供を育てる方の支援になるようにそこも事務方で検討してもらいたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 何分にも前向きな回答頂きましたのでその辺を参考にしながらですね、制度検討していってもらいたいと思います。それではですね、保育ママ事業について少し聞きたいなと思いましたが、これはもう最近については事業がもうほとんどないなというふうなところ元々保育ママ事業ですね、これはその目的がですね待機児童の問題の解消とか地域の保育基盤の充実こういったことがメインにしてこの事業をやってきたというふうなことで、元々、旧の賀茂村地域においてはですね、保育園がなかったからその代わりとして保育ママ事業をというふうなことで始まったというふうに私も理解しておりますけども待機児童問題というふうなことで言えばですね私もちょっと調べてみましたら、静岡県においてもですね今現在ではもう函南町の5名で確かもうそれももう3歳児、全てが3歳児未満だっているというふうなことでは載ってました。そんな中でですね、ただ西伊豆町のホームページの中には保育ママ事業もやっていますというふうなことも載ってるんですよ。そうなってくると保育ママの事業自体がですね、このメリットとしてはですね1人の保育ママが預かれるのが原則として3年以内だとか家庭的保育事業をやるよっていうふうなことであっているものからですね。これですね今現状ですね、多様化している保育ニーズこれがいつ何どき変わるかもしれないって私は保育ママを受けたいよっていうふうになったときに今そういう要望があったときに対応できるような体制になってるのかっていうふうなところが心配されるんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） この保育ママ事業につきましてはですね、令和2年の11月の要綱改正におきまして子ども子育て支援法に基づきまして、家庭的保育事業という形で改められております。しかしながら議員ご指摘のとおりですね、町のホームページのほうにですね検索をかけますと保育ママ事業としてのページが残っていることを確認させていただきました。こういったことがございましたので今回保育ママ事業のページにはですねリンクしないように修正をさせていただいたところがございます。大変申し訳ございませんでした。それから、人材の関係ですが保育ママ事業として実施していたときには9人の方の認定登録者がいたと伺っております。そこがですね、その家庭的保育事業に改められた後ですね認定登録者いない状況でございます。これ

につきましてはずいぶん、コロナの関係等もございましてなかなか家庭的保育者ということを受けていただける方がいないという状況でございます。そういった状況を考えますとなかなか事業を実施するという事は今現在現実的には難しいのかなというふうに考えております。そういった意味で一時預かり事業を充実していくほうが現実的なのかなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうであればですね今ホームページの話出ましたけども、西伊豆町は一時保育預かりのほうでやってくよってというふうなことであればそういったところですね、徐々に修正していく必要があるのかなというふうに思いますんで、本当は保育ママっていうふうなところであれしていくとなかなか広報的なこともあんまりヒットしないもんですから今後はですね、できれば一時預かりのほうで西伊豆町はやっていきたいよというふうなところ、いろいろな誤解が生じないようにそういう方向性のところをですね広報してってもらいたいなというふうなところそれで今人材のことがあったもんですからあれなんですけども、保育ママ事業に限らずですね保育的なことをやれる人材ですよこういう人をですね常日頃ですねアンテナを高くして確保していくということをやっつかないかなきゃならないなというふうには思うんですよ。子育て支援に係る人材についてはですねやっぱり、潜在資格取得者こういった人をですね、常日頃から把握した上でですね、やっぱりこの潜在資格取得者いろんな資格を持ってる人ですよそれで今職についてない人・功労が物すごくこの人たちをどういうふうに活用するのかっていうところがですね各自治体でも、いろいろと問題になってるようなところだと思います。ですから、ここをですね常にアンテナを高くして、いつ何どきでもですね、募集や人材確保にできるような体制をとっていくべきだと思うんですけどその辺についてはどういうふうに考えておりますか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 家庭的保育事業についてはですね有資格者というのは、保育士それから看護師等の資格を有するものというふうに謳われているところでございます。なかなか看護師の資格を持っている人を全て把握するっていうのもなかなか難しい中でございますが保育士につきましては園の臨時会計年度任用職員とかですねそういった登録のある方とかですね園の職員そういった人間関係の中でやっていただける人をですね常にアンテナを高く張っていきたいというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ぜひそのように頑張ってもらいたいと思います。それではですね次にファミリーサポートセンター事業についていなんですけどもこれもなかなか調査研究してっていうふう

うな感じで私このファミリーサポートセンター事業の中ではですね、これ活動内容として取り上げられてる中ですね、これは自治体によっていろいろと変わるっていうふうなことが挙げられていますけども、その中でもですね、私西伊豆町で特に中心的にやってもらいたいと思うのが送迎を代行してくれるサービスこれをですねちょっと中心というか力を入れてやってもらいたいなと思ってるんですけども、子育て世代の保護者がですね、急な残業であったり仕事の都合などで迎えに行けなかったりあるいは体調不良等で提出した送迎ができなくなったとかそういったことをいろいろあるときに送迎を頼める家族や友人これいなかった場合にですねその代行をしてくれるようなサービス、これをですねファミリーサポートセンター事業として行っていくというふうなところなんですけども、サービス内容これがですね、自治体によって若干違ってくることはありますけども特にこの送迎を特化したっていうかまず第1にっていうふうに考えてもらいたいと思いますけどその点についてはどんなものでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい、ファミリーサポートセンター事業のですね、実施要綱の中にですね基本事業というものがございます。その中で相互援助活動の内容の中でですね、保育施設の保育開始前や保育終了後の子供の預かり保育施設等までの送迎、放課後児童クラブ終了後の子供の預かり、学校の放課後の子供の預かり、冠婚葬祭や他の子供の学校教示の際の子供の預かり買い物等外出の際の子供の預かりといったものが挙げられます。こういった中でですね今賀茂地区のほうには児童クラブがないという中で、今度小学校を統合する中でのスクールバスの利用ができないかということも検討している中でですね、こういったものを担える方がいればそこが賄えるということもございます。そういった意味でですね近隣市町の議員の質問にもありますけども、河津町さん東伊豆町さんですねこちらのあたりにですねアクションしまして、河津町さんの子育て支援センター「かわづっこ広場」にですね来週の月曜日に施設視察に行かしていただいどのような事業を行っているのかとかそういったものを聞いてまいりたいというふうに思っております。一方で東伊豆町さんにはですね電話で様子を伺いましたけども、令和4年度と令和5年度で実績はわずか1件だということでもございました。登録者いるようなんですけども知り合いに依頼するなどしてですね、地域のコミュニティーの中で賄えているという地区もございますので西伊豆町に何があるのかというのを研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時25分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） このファミリーサポートセンター事業のその組織の概要とかですね、事業の実施要綱などのひな形等がですね、いろんなネット上とかに掲載されているんですけども、これで西伊豆町でも実施可能ではないかと思うのにはですね、実施主体等の規定において実施主体は市町村とするが市町村が適切と認めた者へ委託することができるとなっております。それとですね、実施要件として会員数は20名以上となっておりますがこれ仮にですね、移動支援っていうふうなことでちょっと考えていましたんでそれで言うとですね社会福祉協議会これのですねよく出てくる、支え合い西伊豆っていうところがですね大沢里でやったときにですね、社協に聞いてみましたらもう既にそこで18人ぐらいの協議体っていうか協力メンバーがいるっていうふうなことになると思います。それだと人的にある程度はオーケーなのか、もちろんですね相手側の意向とか調整しなければならぬ事項が、いろいろとあるとは思いますが、先ほど事務局長、教育委員会事務局長が言われたようにですね、「かわづっこひろば」ですか河津でやってるような事例とか見ますと、やっぱりどっかに委託してやってもらうっていうのが1番やりやすいのかなっていうふうに思いますんでこういったところをですね、探してやるのが1番なのかな。特に送迎っていうふうに考えればですね、そこはもう移動支援ということでいろんなことをやってるわけですから万が一のときですね、緊急の対応であったり連絡等の指導であったり事故の対策等は、これは全てやってるって聞きました。1番手っ取り早いのかなと思いますけどもその辺いかがなものでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 今、議員のご提案あったとおりですね社会福祉協議会に委託している実施で委託して実施している自治体もございます。県内では静岡市それから御前崎市が社会福祉協議会に委託してやっているというふうに把握しております。そういったことも踏まえてですね、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それとですね私送迎にこだわるのがですね、事業の内容はですね各自治体でいろいろだっているところですね文教のですねあれが崩れたときに、いろいろ説明会があったときにですね、いろんな遠くからの送迎これが不可能であるっていうふうなことがいろ

いろいろありました。そのときにですね、明確な回答ができないような状況であったかのように思っております。その回答のですね、可能性のある制度なり、そういったものが構築できるのであればですね、そういったところもですね含めて小学校先ほど小学生っていうこともあるあったんですけど、そういったところをですね、検討してやるべきだと思いますけどその辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 保護者さんのニーズというのがいろいろなことが考えられるかと思しますので、まずは近隣市町の状況を把握した中でですね、うちの町の状況それにマッチングしたものというのを研究しそれが本当に導入可能なのかどうかというところはまだ分かりませんが、取り敢えずまず研究するところから始めさせていただければと思います。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それではですね、次に行きます。子育て家族が安心して外出できるっていう話でですね、これも先進地の事例をっていうふうな、なかなかのいい回答だったんですけど、一つあれなんですけども、町内業者の振興っていうふうなところ考えますとですね、先進地の事例を見るとですね赤ちゃんの家っていうところで補助しているところの埼玉県寄居町だと、これは補助額を10万円を限度としてやっておりました。長泉町は上限を20万円で制度設計しておりました。町内振興、町内業者の振興というふうな意味合いでいくとですね、まだこれ制度があるわけではありませんので、どういったところがいいのかっていうのは分かりませんが他のですね既存のリフォームの補助とかの制度もありますんで、その辺も勘案しながらやっていかなきゃならないのかなというふうに思いますけど、大枠でどんな感じっていうふうな漠然とした考えはありませんか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まだその段階までは行っていないという状況で町長が壇上で答弁したとおり、現在調査研究を行っているという状況でございます。他の市町を見ますと、先ほど議員がおっしゃられたように施設整備に関する補助を出しているところもあれば、例えば埼玉県とかでいけば県内同一でステッカーやロゴマークなど作り、そのPRに努めるというような形で支援しているという状況もございますので、どのような形でですね環境づくりに取り組んでいったらいいかそれに対する支援ができるかっていうところはもう少し研究してみたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かにその辺のところはですね、今後まだ制度があるわけじゃないもので今後研究した中でっていうふうなことなんですけども。今回ですね子育ての支援に関して、家族が安心して外出できる環境づくりであったり、出産祝い金あるいは育児用品の購入補助であったりファミリーサポートセンター事業いろいろなことですね、今年支援策の拡充について様々質問であったり提案してきました。先ほど町長言われたとおりですね、西伊豆町にはすすく医療費の補助であったり給食費の無料化であったり通学費の補助とかいろんな制度が既にあるわけですよ。それらも含めると、例えばさっきも少し言いましたけど他の市町が言ってるように、子育てするなら我が町でみたいなことのキャッチフレーズみたいなものを強力に打ち出しているんですけども、我が町もそういったキャッチフレーズみたいなものをつくってですね、移住定住あるいはひいてはですね、人口減少そういったものにつなげていったらどうかと思いますけども、その辺の考え町長どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） キャッチフレーズをつくるかどうかっていうのはちょっと微妙なところでございますし、逆にキャッチフレーズをつくったからといって移住が増えるかっていうとなかなか分からない部分もあります。ただ地域プロジェクトマネジャーを今月から雇っております、西伊豆町に移住する方ですね、マッチングなどその方にお願ひしようというふうに思っております。その中でですね、やはり西伊豆町は子育て支援策はやっているんですけどもなかなか外に向けてのPRがうまくないというか、あまり広がっていないというようなこともあるのでその方を通じてですね、何とか町外に西伊豆町のやってる施策をアピールをして、伊豆半島に来るんだったら子育て施策の熱い西伊豆町に行こうと思っただけのような発信はしていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それではですね、土木作業員の拡充についてちょっと質問させてください。これはですね回答はですね、クリーン作戦は出るけどもほかの作業は出ないとかそういったいろんな諸々のことがいろいろあるようだっていうふうなことで、どうしても必要だということだったら要望というふうな話だったんですけども、そうは言ってもですねいろんな今、これまでもですねいろんな住民に対する説明会であったり、つい最近ではですね企業課でもですね水道料のね料金改定の説明会なんかあるときに、何か意見ありませんかっていうと、いやうちの区では草刈りができないからとか側溝の掃除ができないから町でやってくれないかかっていう話がですねそういったときに必ず出てくるわけなんですよね。そういうのはできれば要望を通してっていうふう



な形で言うんですけども、それだけやっぱり区の仕事なり何なりがですね、もう逼迫してるっていうふうな状況になってるのかなというふうには思っております。そういったふうに思うとですね、今5人の作業土木作業員がいるわけなんですけどもこの人たちっていうのは、全部がフルタイムの作業員ではなかったように感じておりますけども、まず一つの拡充策としてこの人たちの就業時間を少し延ばすことで、その土木作業員のあれを拡充させるっていうふうなことは考えられないでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、現在はフルタイムの方が1名パートタイムが4名になっております。パートタイム4名のうち2人が週に4.5日の出勤、それから残りの2人が週に3日の出勤となっています。この理由については、やはり体を使う作業で毎日だとちょっと厳しいということで出勤日数を減らしているという状況でございます。なのでご本人の希望ですので、毎日出てフルタイムで出勤してくれっていうのはちょっと現状ですと難しいのかなというふうに思います。ちなみに5名いらっしゃるんですけども、常時4人が出勤するというような体制です。それを4人で作業をやる形で進めております。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 常時4人がフルタイムの体制でっていうふうなことであったらですね、そのところをですね今5人の土木作業員なんですけども、例えばそれをですねもう少し人数を多くする中でローテーションを組んで、常時5人フルタイムで稼働できるあるいは常時6人フルタイムで稼働できるっていうふうなところに少しずつ増やしながらやるっていうふうになれば、拡充できるんじゃないのかなっていうふうには思うんですけども。確かにですねもう既に定年を過ぎた人たちが主な人たちですんで、なかなか募集してもなかなか集まらないよっていうふうなことはよく聞いておりますけども、例えばですね、その会計任用職員ですから年度当初に募集をかけるっていうことでその場で集まらなかったとしても例えば、まちづくり課でも夏の対応でスポットで募集かけたりもするわけでしょ。ほかの課でも税務の関係だったら税務の関係でスポットで募集かけたりすることもあるわけで、年度を通じてですね門戸を開けて募集を図って今4人常時4人ってところを少しずつこう広げていくっていうふうな体制づくりをつくるために募集のほうも増やしていければそういったことができるんじゃないかと思うんですけども、そういったことはできないわけでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石 洋巳君） 会計年度任用職員の募集につきましては、毎年、年変わりまして1月から2月ぐらいの間の1か月間に町内を回覧で回しまして募集します。そして名簿に掲載するような格好になってきまして、各課が名簿からピックアップして作業員とか事務員さんを雇用する格好になりますもので年度途中でも応募があれば名簿への掲載は行ってはおりますけども、大体年度当初にも何か何名とか決まってくるもんね、なかなかその年度途中ですと採用するのがしにくい部分もあると思うんですけど、でも例えばスポットで雇用するとかそういうのは十分可能かとは思われます。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 本当にですね土木作業員ですね、本来の業務内容がですね町道林道河川その他公共施設の日常維持管理が主な内容っていうふうな感じですよ。だけど、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたけども、草刈りがですね非常に多くやらなきゃならないという時期にはですね、文教施設の草刈りからですねあるいは薪の配布の手配までいろんな作業がいっぱいありまして、もちろんその中には、シルバー人材センターのほうに依頼して分けれるところはそっちのほうに分けて負担をですねできるだけ少なくしながらの中でもまだまだいろいろやってほしいよっていうふうなところでやってると思うんですけども、あのですね一つ見方ってか別の観点から見るとですね、様々な分野でですね例えば業務のですね効率とか何とかがっていうふうなことがいろいろ言われてると思うんですけども、業務の無理だとか無駄だとかですかそういったものをなくして業務を効率化させていこうっていうふうな話の中でいくとですね、例えばこんな飽和状態がずっと続いてったとしたらですね、担当であるですね産業建設課の業務自体に支障が出てくるようなことも起こりかねないっていうふうなこともありますし、そういった面からもやっぱり土木作業員いろいろな面があると思うんですけども、やはりいろいろ考えていく中でですね、人材の確保もこれも難しいかもしれませんが少し考え直してやっていくべきだと思いますけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当初ですね、3名から5名に増やしたのはやはり草刈りであったりとか、そういったものが足りていないので、何とかこういったもので対応しようというふうに思って増やしております。ただ蓋をあけると中からの細かな要望はですね、かなり来ておりますので、そちらをやっているの、人が足りていないということになります。ただ単純に人を増やしますと、それだけで解決をするかというとなかなか難しくてですね。今常時日に4名体制でやっておりますので車1台で済むんですけども、これ5人になりますと車が2台必要であるとか機材が倍必要に

なったりというようなことも出てきますのでなかなか人を増やせば解決する問題でもないのかなというふうに思います。一応足りてないときにはスポット的にシルバーさんに仕事を振ってお願いをして対応しているというような状況もございますので今のところ現状のまま何とかやっていきたいなというふうに思います。またシルバーさんのほうもですね今人材の確保が難しい状態でございます、100人を連続で3年でうまく維持をしていかないと国の補助金が下がるというようなこともございますので、なるべくシルバーさんで雇っていただけるよう雇ってっていうか登録されるような方をですね土木作業員で引っ張ってしまうと、またこれはこれで違う支障も出てきますのでうまくその辺は調整をしながらですね、うちの作業員は作業員でシルバーさんに投げる仕事は投げる仕事ということで分けたほうがお互いにやりやすいのかなというふうにも思いますんで、ちょっとその辺はいろいろなところとですね協議をして何がベストなのかということについては検討したいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 今回いろいろな質問や提言等をさせていただきまして、前向きな回答もあったり色々な回答もありました。これから予算の査定等々もですねいろいろあると思いますけども、ぜひそのまま来年度の予算に生かされていくことを期待して私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

---

### ◎散会宣言

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さんご苦労さまでした。

散会 午後 3時46分